

奥州市議会全員協議会

日時：令和8年6月19日（金）

： ～

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について
- ② 7月1日付け組織再編について
- ③ 奥州市農業振興ビジョンの最終評価及び改定の進め方について
- ④ 奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについて

(2) 説明事項（議会）

議長マニフェストについて

(3) 報告事項

岩手県競馬組合議会定例会(5/28) 報告者：千葉典弘 議員

4 そ の 他

5 閉 会

岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について

令和8年6月19日 全員協議会資料 政策企画部政策企画課

1 概要

庁内各部から集約した国や県への要望事項を、優先順位等を付しながら整理し、要望書として取りまとめ、市及び市議会の連名により、要望会の場において県知事宛要望するものです。

なお、昨年度同様に、県側において広域振興局単位で要望会の会場を設定のうえ、県知事が要望会に出席し、直接の対応をする見込みです。

2 要望内容

- ・取りまとめにより、今年度の要望数は26項目とし、その内訳は、新規1、一部新規4、継続21です。
- ・市にとって優先的に課題解決を図るべき重要事項であり、要望会当日において直接、説明し、意見交換する項目となる「重点要望項目」については、次の5項目とします。

要望項目	担当部等
県南地域における周産期医療に対する支援について	健康子ども部
地域医療の充実について	健康子ども部 医療局
子育て世代の負担軽減について	健康子ども部 教育委員会
介護保険制度の充実強化について	福祉部
ツキノワグマ被害対策に係る取組の拡充について	市民環境部

3 今後のスケジュール

期 日	内 容
7月8日（水）	要望原案を県に提出 ※本要望5週間前
7月31日（金）	県議会議員への要望内容説明
8月17日（月）	要望会 ※市議会からは、議長、副議長 に出席いただく予定です

4 市議会における意見集約

要望内容についてのご意見等がある場合は、**会派ごとに取りまとめ**のうえ、**6月26日（金）午後5時**までに、議会事務局へご報告願います。

添付資料

【資料1】 要望項目一覧表

【資料2】 要望書案

【資料3】 要望に係る関係資料

【資料4】 令和7年度の奥州市の要望に対する県の取組状況

令和8年 「奥州市からの要望」に係る要望項目一覧表

No.	R7 評価	R7 順位	新規 区分	広域 区分	連携 市町	要望項目	要旨	市担当部	市担当課	要望書 ページ
●重点的に政策協議する事項										
1	B, B, B	重1	継続	広域	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町 金ケ崎町	県南地域における周産期医療に対する支援について	周産期医療の現状を踏まえた更なる支援について要望	健康こども部	健康増進課	1
2	B, B, B	重2	一部新規	広域	北上市 金ケ崎町	地域医療の充実について	公立病院の医師確保等の現状を踏まえた更なる支援について要望	健康こども部 医療局	健康増進課	2
3	A, B, B, -	国1	一部新規			子育て世代の負担軽減について	子育て世代に対する経済的負担軽減のため、保育料及び小中学校の学校給食費の完全無償化、18歳未満の国民健康保険税の減額措置について要望	教育委員会 事務局 健康こども部	学校教育課 保育子ども園課 保険年金課	3
4	A, A	国6	継続			介護保険制度の充実強化について	介護保険財政の基盤強化を図るとともに、介護職員等の処遇改善と人材確保・定着のための支援策について要望	福祉部	長寿社会課	4
5	-	-	新規			ツキノワグマ被害対策に係る取組の拡充について	多発するツキノワグマの出没や被害への総合的な対策を講じるため、取組及び財政支援の拡充を図るとともに、国に対して継続的な支援を求めよう要望	市民環境部	生活環境課	5
●県へ要望する事項										
1	A, A	広1	継続	広域	金ケ崎町	県南地域における新たな工業高校の設置について	「県南地域における新たな工業高校の設置」について、未来を担う子どもたちのための視点に立ち、設置場所や学科構成など地域住民等に対する丁寧な検討過程の説明いただくことについて要望	政策企画部	政策企画課	6
2	B, B, B, B	重3	継続	広域	花巻市 北上市	広域的な公共交通の維持対策について	複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組みを構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について要望	政策企画部	政策企画課	7
3	B	広2	継続	広域	金ケ崎町	JR線の利便性向上について	北上川流域における産業集積と生活環境の充実に向け、JR東北本線及び東北新幹線の利便性が向上するよう、東日本旅客鉄道株式会社への働き掛けについて要望	政策企画部	政策企画課	9
4	A	広3	継続	広域	北上市 金ケ崎町	北上金ケ崎パシフィックルート整備について	(仮称)新金ケ崎大橋の新設を含む北上金ケ崎パシフィックルートの整備について要望	都市整備部	土木課	10
5	C	広4	継続	広域	北上市 遠野市 金ケ崎町 西和賀町	東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について	東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備の事業化、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画(広域道路ネットワーク)への位置付けについて要望	都市整備部	土木課	11
6	B	広5	継続	広域	一関市 平泉町	「ひらいずみ遺産」の取り組みについて	「ひらいずみ遺産」の取組へのより一層の指導と支援について要望	教育委員会 事務局	歴史遺産課	12
7	B	県1	継続			工業団地整備への総合的な支援について	県内の産業用地不足への対応のため、市が行う工業団地整備への県有財産の柔軟な活用推進を含む総合的な支援について要望	商工観光部	企業立地課	13
8	D	県2	継続			工業用水に係る補助、助成制度の導入について	企業誘致の推進及び既存企業支援の観点から、工業用水に係る補助、助成制度の創設について要望	商工観光部	企業立地課	14
9	A	県3	継続			一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について	釜石自動車道江刺田瀬インターチェンジと江刺工業団地を経て奥州市の市街地や金ケ崎工業団地に通じる道路網の早期開通について要望	都市整備部	土木課	15
10	A, A, A, A, A, A, -	県4	継続			県管理河川の河道整備について	出水時の防災対策として、県管理河川の浚渫及び立木等の撤去による河道の整備について要望	都市整備部	土木課	16
11	B, - B, B, B B, B	県5	一部新規			小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について	より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決のため、小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について要望	教育委員会 事務局	学校教育課	17
●国への要望として県に配慮していただく事項										
1	B, B	重5	継続	広域	一関市 大船渡市 平泉町	ILC実現に向けた取組について	ILCについて日本が主導し、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を進めるよう国への強い働き掛けについて要望	政策企画部	ふるさと交流課	19
2	B, B	重4	継続			新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について	新たな食料・農業・農村基本計画における食料の安定的供給及び輸出促進に向けた着実な取り組みを要望	農林部	農政課	20
3	B, B, - -	国2	一部新規			地方財政基盤の充実強化について	合併市町村特有である複数公共施設の統廃合・長寿命化に対する地方債の措置や過疎対策事業債の延長など、地方自治体の安定的な財政運営にかかる措置について要望	財務部	財政課	22
4	B, B, B	国3	継続			水田活用の直接支払交付金の見直しについて	令和9年度から見直すこととされている水田活用の直接支払交付金の、円滑な移行、予算の確保及び工場的な運用について要望	農林部	農政課	23
5	B	国4	継続			校舎改築に係る国庫補助の新設等について	国庫補助の対象となる校舎等の改築要件に該当せず、長寿命化改良にも適さない校舎等の改築について国庫補助の対象とすることについて要望	教育委員会 事務局	教育総務課	24
6	B, B, B	国5	継続			過疎地域に対する支援の継続について	過疎地域における持続可能な地域づくりを推進するため、過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額をはじめとした各種支援策の充実について要望	政策企画部	政策企画課	25
7	B, B, B, B	国7	継続			一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について	交通混雑の解消や安全性の確保に向け、一般国道4号水沢東バイパスをはじめとする国道4号の整備促進について要望	都市整備部	土木課	26
8	B, B, B, B, B, B	国8	継続			北上川における築堤等の整備促進について	安全な生活環境整備のため、北上川における築堤等の整備促進について要望	都市整備部	土木課	27
9	B	国9	継続			基盤整備事業の継続的推進及び予算確保について	農業振興に係る基盤整備事業の継続的推進及び予算の確保について要望	農林部	農地林務課	28
10	B	国10	継続			テレビ共同受信施設組合への支援について	テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去に係る費用の助成制度の創設について要望	総務部	行革デジタル戦略課	29

岩手県知事 達 増 拓 也 様

要 望 書

別紙要望事項について、特段のご高配をお願いいたします。

令和8年8月17日

奥 州 市 長 郷 右 近 浩

奥州市議会議長 菅 原 由 和

令和8年度『奥州市からの要望』要望項目一覧

要望：全26項目（うち新規1、一部新規4、継続21）

重点要望

- | | | |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 県南地域における周産期医療に対する支援について（継続） | 1 ページ |
| 2 | 地域医療の充実について（一部新規） | 2 ページ |
| 3 | 子育て世代の負担軽減について（一部新規） | 3 ページ |
| 4 | 介護保険制度の充実強化について（継続） | 4 ページ |
| 5 | ツキノワグマ被害対策に係る取組の拡充について（新規） | 5 ページ |

県へ要望するもの

- | | | |
|----|---|--------|
| 1 | 県南地域における新たな工業高校の設置について（継続） | 6 ページ |
| 2 | 広域的な公共交通の維持対策について（継続） | 7 ページ |
| 3 | J R線の利便性向上について（継続） | 9 ページ |
| 4 | 北上金ヶ崎パシフィックルート ¹ の整備について（継続） | 10 ページ |
| 5 | 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について（継続） | 11 ページ |
| 6 | 「ひらいずみ遺産」の取組について（継続） | 12 ページ |
| 7 | 工業団地整備への総合的な支援について（継続） | 13 ページ |
| 8 | 工業用水に係る補助、助成制度の導入について（継続） | 14 ページ |
| 9 | 一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について（継続） | 15 ページ |
| 10 | 県管理河川の河道整備について（継続） | 16 ページ |
| 11 | 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について（一部新規） | 17 ページ |

国へ要望するもの

- | | | |
|----|-------------------------------|--------|
| 1 | ILC実現に向けた取組について（継続） | 19 ページ |
| 2 | 新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について（継続） | 20 ページ |
| 3 | 地方財政基盤の充実強化について（一部新規） | 22 ページ |
| 4 | 水田活用の直接支払交付金の見直しについて（継続） | 23 ページ |
| 5 | 校舎改築に係る国庫補助の新設等について（継続） | 24 ページ |
| 6 | 過疎地域に対する支援の継続について（継続） | 25 ページ |
| 7 | 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について（継続） | 26 ページ |
| 8 | 北上川における築堤等の整備促進について（継続） | 27 ページ |
| 9 | 基盤整備事業の継続的推進及び予算確保について（継続） | 28 ページ |
| 10 | テレビ共同受信施設組合への支援について（継続） | 29 ページ |

件 名 【重点要望（候補） 1】

広域（花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、金ケ崎町）

県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について

要 旨

周産期医療の現状を踏まえた更なる支援について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

岩手県保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。

県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受け入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。

また胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況であり、妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。

今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定され、必要となる医療体制が変化していく中で、妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けることができるよう医師等の人員を確実に確保・維持していくためには、経営状況が厳しい医療機関の状況を勘案しながら、その役割と規模を広域的に検討する必要があるものと考えます。

つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。

- 1 県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保及びセンター機能の維持のための支援を行うこと。
- 2 少子化に伴う分娩数の減少が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け、医療機関の役割と規模について検討すること。
- 3 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための医療提供の連携体制整備を進めること。

件 名 【重点要望 2】

一部新規 広域（北上市、金ヶ崎町）

地域医療の充実について

要 旨

公立病院の医師確保、地域医療の現状を踏まえた更なる支援について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。

県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。

特に胆江圏域の小児科については、小児科専門医の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても、胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増えています。

加えて、令和8年4月からは県立胆沢病院の小児科常勤医師が不在となり入院の受入ができなくなったこともあり、当圏域の小児医療体制は危機的な状況となっています。

また、医師不足が深刻化する中、医療資源の効率的な活用と地域医療の安定的な提供体制を確保するため、当市では専用車両を利用したオンライン診療を導入していますが、対面診療と比較して診療報酬が低いことなどから採算性が見込めず、運行費用等が事業継続の課題となっています。

つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。

- 1 医師の偏在対策を講じ、市内の公立病院における医師確保を図ること。特に県立胆沢病院の小児科については入院の受入が可能となるよう常勤医師を配置すること。
- 2 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。
- 3 医療の地域格差解消及び診療体制の効率化に資するオンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけでなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。

件 名 【重点要望 3】 一部新規

子育て世代の負担軽減について

要 旨

子育て世代に対する経済的負担軽減のため、保育料及び小中学校の学校給食費の完全無償化、子どもの国民健康保険税の均等割額の減額措置について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。

保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。

また、学校給食費については、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減のための「市町村立学校給食費支援事業費補助金」が交付されることとなりました。国による具体的な施策が示されたのは喜ばしいところですが、基準額を超える部分の対応については各自治体の判断に委ねられるなど、自治体によって格差が生じる制度設計となっております。また、中学校については、現時点で具体的な進展が示されておらず、同じ義務教育である小学校、中学校の中で差が生じ、未だに子育て世代の経済的負担が残っています。

さらに、子どもの人数に応じて均等割を課す現行の国民健康保険制度は、子育て世代の負担軽減の方向性や被用者保険との負担構造との均衡を踏まえると課題が大きく、国の未就学児の5割軽減措置のみでは十分と言えないものであり、子どもに係る均等割額の更なる軽減、制度の拡充を国の責任において制度化する必要があると考えます。

つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

- 1 自治体による差をなくし、全ての保育を要する子育て世代の経済的負担軽減のため、国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。
- 2 学校給食費の無償化実現にあたっては、国の責任において必要な財源を確実に確保する仕組みを構築し、各自治体が現在の質等を維持できるとともに、全国全ての自治体が格差なく取り組める制度設計にすること。
- 3 中学校の学校給食費についても、早期に無償化を実現すること。
- 4 子どもに係る国民健康保険税の均等割額の更なる軽減を図ること。

件 名 【重点要望 4】

介護保険制度の充実強化について

要 旨

介護保険財政の基盤強化を図るとともに、介護職員等の処遇改善と人材確保・定着のための支援策について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

介護保険財政は、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者数の割合が増加していることに伴い、総費用が年々増大しています。当市における介護給付費総見込額は、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）においては、第8期計画期間より約5億6千2百万円の増額となっており、今期においては、基金の取崩しにより保険料は第8期と同額としたものの、第10期、第11期においては、確実に保険料の上昇が見込まれる、大変厳しい状況にあります。

また、介護事業所においては、慢性的な介護職員の不足に加え、運転手や調理員など介護職以外の職種の人材不足が続いており、やむを得ず事業の休止や廃止をせざるを得ない深刻な事態が生じております。

このことから、介護保険制度をより充実した内容で運用するため、次のことについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、公費負担の割合を見直しし、介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担割合を引き上げるなど、財政基盤強化のための措置を講ずること。
- 2 介護事業者が必要な人材を安定的に確保し、質の高い介護サービスを提供できるよう、介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。

件 名 【重点要望 5】 **新規**

ツキノワグマ被害対策に係る取組の拡充について

要 旨

多発するツキノワグマの出没や被害への総合的な対策を講じるため、取組及び財政支援の拡充について、特段のご高配をお願いします。

要望内容

全国的なツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没件数や人身被害の増加に対し、国では、クマ被害対策パッケージをとりまとめました。

また、県では、令和7年10月以降の住宅街や学校等の人の生活圏におけるクマの出没による県民の命を脅かす状況を受け、ツキノワグマ対策基本方針を策定し、取組を進めております。

本市においても、令和8年2月に中長期対応のための「奥州市ツキノワグマ対策基本方針」を策定し、その基本方針に基づく事業を整理して行動計画としてまとめ、全庁的に事業を進めることとしております。

つきましては、住民の安全安心を守る取組を県や国と連携して実施していくため、次の事項について要望いたします。

- 1 市民の安全を守る事業を着実に推進するため、県にあっては補助制度の拡充や柔軟な運用、十分な予算措置を講ずるとともに、国に対して必要な支援策を継続して働きかけること。
- 2 現状の異常出没を抑制するため、生息頭数の調査結果などを踏まえ、第5次ツキノワグマ管理計画等を抜本的に見直すこと。
- 3 クマ対策の専門人材が不足するため、県が主導して確保し、必要に応じて市町村に派遣できる体制を整えること。
- 4 河川はクマの主要移動経路となることから、県管理河川敷内の伐採、刈払い等を重点的に実施するとともに、国管理河川についても同様の実施を働きかけること。

件 名 【県への要望 1】 広域（金ヶ崎町）

県南地域における新たな工業高校の設置について

要 旨

第3期県立高校再編計画に記載されている「県南地域に新設する工業高校」に関して、地域の未来を担う子どもたちための教育環境の整備を最優先に考慮いただくとともに、設置場所や学科構成等は、公正で透明性の高いプロセスで決定し、地域住民等に対する丁寧な検討過程の説明にご配慮いただくことについて、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

岩手県教育委員会が策定した「第3期県立高等学校再編計画」における県南地域に新設する工業高校（以下、「県南工業高校」と表記します。）については、地域における工業教育の充実が地域産業の持続的な発展に欠かせない要素となるものです。

県南工業高校の設置場所や学科構成は、地域産業を支える人材の育成に直接的に影響を与え、それらは歴史ある伝統産業はもとより、自動車産業や半導体産業などの高度技術を要する事業者においても重要な基盤となります。特に胆江地区は、近年、自動車や半導体製造に関わる企業の立地が進んでおり、工業分野に関し、一定の専門教育を修めた人材の確保が求められています。

こうした地域内工業団地における旺盛な人材需要が高まる反面、地元の工業高校等が輩出する人材だけで必要な求人を満たすことが困難となり、慢性的な人材供給不足となっている点が課題とされています。

そのため、第3期県立高等学校再編計画に示されている理念に基づき、地域の未来を担う子どもたちのための教育環境の整備を最優先に考慮いただくとともに、地域産業が持続的に発展できるよう、計画どおりに高校再編を進めていただくことが重要となります。

つきましては、次の事項について、ご配慮いただきますよう要望いたします。

- 1 歴史ある伝統産業に加え、自動車や半導体製造などに関わる多様な企業が立地・集積する胆江地区において、地域産業のさらなる発展を支えるとともに地域の未来を築く人材育成につながる教育環境の整備を進めること。
- 2 新設工業高校の設置場所、学科構成等については、公正で透明性の高いプロセスで決定し、その内容を地域住民や関係者に丁寧に説明するとともに、後期計画で示したスケジュールに沿って確実に進めること。

件 名 【県への要望 2】 広域（花巻市、北上市）

広域的な公共交通の維持対策について

要 旨

複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持・確保のため、県と関係自治体が一体となり、路線バス運行を支える仕組を構築するとともに、次世代モビリティ移行を見据えた取組への支援等について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。

しかしながら、コロナ禍以降の生活様式の変化、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、さらに昨今の深刻な運転士不足も加わり、本市の広域的バス路線の維持・確保は年々困難な状況となっています。

県では、路線バス運行事業者への財政支援に当たり、「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じるなど、特段のご配慮をいただいておりますが、全県的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、県を中心に関係市町村が一丸となって広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることのないよう取り組む必要があると考えます。

さらには、広域的な公共交通を補完するため、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてAIデマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっておりますが、実用化に向けては、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題が存在すると捉えており、これらの課題を解決することで次世代モビリティへの移行を現実的に検討できるようになり、持続可能な地域公共交通が実現するものと考えます。

つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。

- 1 今後も地域の実情に即した県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業者が引き続き事業継続に意欲をもって取組めるよう必要な財政的支援について、国に対し働きかけること。
- 2 県が中心となり路線バス運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村とともに持続可能な地域公共交通運営基盤を確立する仕組を構築すること。
- 3 運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うため、AIデマンドシステムや自動運転バスなどの次世代モビリティを支える技術革新を加速するよう国に働きか

けること。

- 4 次世代モビリティなどの先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。

件 名 【県への要望 3】 広域（金ヶ崎町）

J R線の利便性向上について

要 旨

北上川流域における産業集積と生活環境の充実に向け、J R東北本線及び東北新幹線の利便性が向上するよう、東日本旅客鉄道株式会社への働き掛けについて、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

県南地域におけるJ R線は、沿線地域住民にとって通勤、通学、通院、買い物などに欠かすことのできないライフラインであり、県央圏域や仙台圏に通じる重要な交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

特に盛岡駅・一ノ関駅間の北上川流域地域は、自動車、半導体分野を核とする産業集積が進んでおり、今後もこうした傾向は続くものと見込まれ、広域的な人・モノの交流や人材確保に伴う地元定着の促進のためにも、J R東北本線及び東北新幹線の果たす役割は極めて大きいと考えます。

さらに、コロナ禍を経て、地域経済が徐々に回復の兆しを見せつつある中において、観光分野におけるインバウンド需要として世界文化遺産・平泉に加え盛岡も脚光を浴びており、県央から県南にかけての地域における観光需要を見据えた利便性向上が強く望まれるところです。

一方で、J R東日本が進める業務改革に伴う水沢江刺駅における「みどりの窓口廃止」や前沢駅における駅係員の無人化については、当地域を訪れる観光客、ビジネス客のみならず地元住民からもJ R線の利便性が大きく損なわれているとの声も寄せられています。

つきましては、以上を鑑み、次の事項について、東日本旅客鉄道株式会社に働き掛けていただきますよう要望いたします。

- 1 交通系ICカードSuicaについて、J R東北本線盛岡駅から一ノ関駅までの未導入駅に早期導入するとともに、盛岡エリア・仙台エリアにまたがる区間乗車において、相互利用できるよう整備すること。
- 2 みどりの窓口の廃止や駅舎の駅係員を無人化する場合においては、駅利用者が利用しやすく、安心・安全に利用できることを第一に考え、必要最小限の対面窓口や空調を備えた待合環境を確保いただくなど、従前の利用環境が著しく悪化することのないよう十分配慮すること。
- 3 J R東北本線の北上駅から一ノ関駅まで、朝夕の通勤・通学時間帯の運行本数を増加すること。

件 名 【県への要望 4】 **広域（北上市、金ケ崎町）**

北上金ケ崎パシフィックルート整備について

要 旨

（仮称）新金ケ崎大橋の新設を含む北上金ケ崎パシフィックルートの整備について要望

要望内容

江刺中核工業団地、北上南部工業団地、岩手中部工業団地を有する奥州・北上・金ケ崎地域は、自動車関連産業や半導体産業等の集積が進んでおり、それを支える多くの部品工場のほか、食品、製紙会社など、港湾利用が想定される企業が多数進出していることから、今後の港湾・物流戦略においても釜石港及び大船渡港など太平洋側に向かうルートの充実が求められています。

また、奥州市江刺地域と金ケ崎町を結ぶ一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋は、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていますが、現在の金ケ崎橋は、昭和36年の供用開始以来60年以上が経過し、老朽化が進んでおり、幅員も狭く歩道も無いことから、大型車両のすれ違いや、歩行者や自転車の通行が極めて危険な状態です。

このことから、（仮称）新金ケ崎大橋の新設、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を図ることについて要望いたします。

なお、「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」の会員自治体として、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開してまいります。

件 名 【県への要望 5】 **広域（北上市、遠野市、金ヶ崎町、西和賀町）**

東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備について

要 旨

東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備の事業化、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）への位置付けについて要望

要望内容

東北横断自動車道釜石秋田線は、太平洋側と日本海の人流、物流を担う社会基盤として重要性が高まっております。

近年、北上市以南の岩手県内陸南部地域には、北東北3県を配送エリアとした物流企業の進出が続いているほか、東北横断自動車道釜石秋田線の沿線地域では新たな企業立地や工場の増設が続き、企業活動が一層活性化しております。

しかしながら、当該路線は北上JCTから花巻JCTまで大きく迂回するルートのため、秋田及び仙台方面から釜石方面に向かう際に移動時間のロスが生じており、釜石港や大船渡港発着のコンテナ輸送の大きな課題となっております。北上JCTから江刺田瀬IC間を直線的に接続することで、走行距離が大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や広域観光の拡大などの効果が期待できます。

つきましては、今後、事業化を推進するため、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）への位置付けについて要望いたします。

なお、「東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間整備促進期成同盟会」の会員自治体として、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開してまいります。

件 名 【県への要望 6】 **広域（一関市、平泉町）**

「ひらいずみ遺産」の取り組みについて

要 旨

「ひらいずみ遺産」への支援を要望

要望内容

「平泉の文化遺産」は、平成23年に中心的な5資産が世界遺産に登録されました。

世界遺産登録資産候補であった平泉町・一関市・奥州市に所在する5資産については、拡張登録を目指すという関係県市町の合意のもとに、平成23年から取組を進めて参りましたが、令和5年8月の関係者会議において柳之御所遺跡を追加する推薦書を作成すること、全10資産を「ひらいずみ遺産」として保存管理や調査研究など一体的な取り組みを進めることを申し合わせたところです。

「ひらいずみ遺産」の取り組みは、平泉町・一関市・奥州市の2市1町にまたがるものであることから、より一層のご指導、ご支援について要望いたします。

件 名 【重点要望（候補） 7】

工業団地整備への総合的な支援について

要 旨

県内の産業用地不足への対応のため、市が行う工業団地整備への県有財産の柔軟な利活用推進を含む総合的な支援について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

市内では、令和6年度までに市直営で整備した新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」の全区画が完売したほか、広表工業団地においても分譲が進み、工業団地の分譲率は97.6%となっております。中東情勢の不安定化に伴うエネルギー供給リスクが高まっている中で、ハイブリッド車の生産拠点であるトヨタ自動車東日本(株)への他地区からの生産移管が見込まれているほか、半導体関連産業や物流業等を中心に用地需要が高まっており、産業用地の不足が喫緊の課題となっております。

また、国家安全保障の観点からも製造業は国内回帰の動きが強まる中、当市においても産業用地に関する問い合わせが多く寄せられており、岩手県南地区においては、当面この状況が続くものと捉えております。

市では民間による投資の機運が高まっているこの時機を捉え、次期工業団地の整備に向けた準備を進めておりますが、整備推進にあたり、予算面、人員面（技師等）等においてさまざまな課題が顕在化しております。

このようなことから、市が行う工業団地整備への財政支援、技術的支援、県有財産の柔軟な利活用推進を含む総合的な支援について、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

件 名 【県への要望 8】

工業用水に係る補助、助成制度の創設について

要 旨

企業誘致の推進及び既存企業支援の観点から、工業用水に係る補助、助成制度の創設について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

市では、企業誘致の積極的な推進を図るとともに、企業が継続して安定的に操業できるよう様々な支援施策やフォローアップの充実に努めているところです。

企業誘致に関しては、製造業の国内回帰の流れを受け、岩手県と宮城県での自治体間競争が年々厳しくなっていることから、初期投資に対する支援策のほか、誘致後の支援策の充実も重要になっています。

また、既立地企業への支援に関しても、域外への企業の移転を留めるため、企業が継続して操業するための条件整備が重要であり、特に良質な水を大量に必要とし、国家安全保障上も重要産業に位置づけられている半導体関連企業については、工業用水の安定的な供給が必須の要素となっています。

現在、北上市や金ヶ崎町の工業団地においては、岩手県企業局により、安価で良質な北上中部工業用水道が供給され、同地に立地する企業にとって大きなメリットとなっており、隣接する当市内工業団地への県営工業用水の供給拡大が強く望まれているところですが、膨大な整備費の予算が必要となることから、その早急な実現は難しいものと思量されます。

このような中で、当市では独自の工業用水補給金制度を設け、一定の条件を満たす市内企業に対しては県工業用水道料金と市水道料金の差額の一部を補助しています。

つきましては、今後半導体関連産業の県南地区へのさらなる集積が見込まれていることを踏まえ、県営工業用水の供給区域の拡大が実現するまでの間、一定の条件を満たす企業に対し県営工業用水道事業と同様の条件で用水を受給できるような工業用水補助制度若しくは補給金制度に対する支援策の創設について、特段の御高配をお願いいたします。

件 名 【県への要望 9】

一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について

要 旨

東北横断自動車道江刺田瀬 I C と江刺工業団地を経て奥州市の市街地や金ヶ崎工業団地に通じる道路網の早期開通について要望

要望内容

東北横断自動車道江刺田瀬 I C や国道107号梁川口内トンネルの開通に伴い、一般県道玉里梁川線の交通量が増加しておりますが、江刺地域へ通じる梁川館下地内は一車線と幅員が狭く、歩行スペースも十分に確保されていないことから、歩行者を巻き込んだ事故も危惧されています。

このことから、国道107号から一般県道玉里梁川線へ接続する新規道路（バイパス）の整備を要望しておりましたが、平成31年3月に策定された岩手県道路事業実施計画に搭載していただきまして誠に感謝申し上げます。

つきましては、一般県道玉里梁川線のバイパス整備について早期の開通となるよう要望いたします。

件 名 【県への要望 10】

県管理河川の河道整備について

要 旨

出水時の防災対策として、県管理河川の浚渫及び立木等の撤去による河道の整備について要望

要望内容

市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。

平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。

このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。

特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。

- 1 人首川
- 2 伊手川
- 3 広瀬川
- 4 岩堰川
- 5 白鳥川
- 6 衣川
- 7 小田代川

件 名 【県への要望 11】 一部新規

小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について

要 旨

より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決のため、小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実を重要な柱に掲げております。

児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところでもあります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきております。

不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適應や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいております。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。

特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。

つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。

- 1 小学校専科教員（英語・教科担任）の配置の基準緩和と増員
- 2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員
- 3 生徒指導対応に係る加配の増員

- 4 スクールカウンセラーの配置の増員
- 5 スクールソーシャルワーカーの配置の増員
- 6 養護教諭の複数配置の継続
- 7 スクールサポートスタッフの配置の増員

件 名 【国への要望 1】 広域（一関市、大船渡市、平泉町）

I L C実現に向けた取組について

要 旨

国際リニアコライダー（以下「I L C」）について日本が主導すべき国際プロジェクトとして位置づけ、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を進めるよう国への強い働き掛けについて、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

現在、国際リニアコライダー（以下、I L C）の実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるI L Cテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、I L C国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にあります。

I L Cは、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等に繋がる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

加えて、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、知的財産の蓄積など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識しています。また、先端加速器技術の研究は、将来的にエネルギー問題など現代社会が直面する課題に対する波及効果も期待され、国家プロジェクトとして政府全体でI L Cの実現に向けた取組が必要不可欠であります。

つきましては、以上に鑑み、次の事項を要望いたします。

- 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体でI L Cの実現に向けた取り組みを確実に進めることについて、関係機関と連携し、より一層国に対して働きかけること。
- 2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること。

件 名 【国への要望 2】

新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について

要 旨

新たな食料・農業・農村基本計画における食料の安定的供給及び輸出促進に向けた着実な取組を要望します。

要望内容

政府は、食料・農業・農村基本法の一部改正法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化するため基本計画を策定しております。

食料自給力を確保するためには、担い手、農地及び生産量の維持及び確保が必要であり、いずれも喫緊の課題と考えられます。

本市の農家数は、農林業センサス2005年調査と比較して、2025年調査ではほぼ半減すると予想されています。また、後継者のいない農家の割合が75%、基幹的農業従事者における75歳以上の割合が40%になると推計されており、担い手の確保は一層厳しい状況となっています。令和7年度の国の補正予算により、65歳未満を対象とした機械・施設の導入等に対する支援が新設されたものの、経営開始資金などの新規就農者育成総合対策は、50歳未満を対象としており、担い手の確保策として十分とは言えないと考えております。

担い手と生産量の確保のためには、コメ作りに魅力を感じる体制の整備が必要です。政府は、基本計画に平時からの食料安全保障を実現する観点から、国内の食料需要減少においても、供給能力を確保するために輸出を促進する位置づけと明記しています。国内の需給に応じた生産ではなく、平時の海外輸出展開と有事の国内向けに供給という総量でのやりとりを、輸出に取り組むことにより確立させることは、食料安全保障上のバッファ的な取り組みでもあると考えます。

また、担い手不足の現状のなかで生産量を確保するためには、農地の基盤整備とあわせて作業効率の向上や作業労力の軽減は不可欠です。スマート農業の導入の意欲がある農家は増えていますが、近年の物価高騰や資源不足により対応機械の不足や納入時期の大幅な遅れが発生しており、ここに対する柔軟な支援が必要と考えられます。

以上のとおり、農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について、国に対して働きかけていただきますよう要望します。

- 1 経営開始資金などの新規就農者育成総合対策は、新規就農者の確保に有用であるが、対象年齢が50歳未満に限られることから、多様な担い手の確保の観点から、年齢上限を引き上げるなど支援の拡充を図ること。

- 2 スマート農業を積極的に導入するための対応機械の導入などに対する補助制度の拡充及び繰越を含めた柔軟な予算運用を図ること。
- 3 国では、平時からの食料安全保障を実現する観点から更なる輸出促進を図ることとしていることから、輸出用米を含む新規需要米の取り組みに対する直接支払交付金等の財政支援の拡充を図ること。

件 名 【国への要望 3】 一部新規

地方財政基盤の充実強化について

要 旨

社会・生活基盤の維持と次世代への継承のため、地方債の措置を含む安定的な財源の確保について特段のご配慮をお願いいたします。

要望内容

少子高齢化により、我が国の人口は減少の一途を辿っており、生産年齢人口も低下を続けております。静かなる有事は、過疎地域を中心として、地方に大きな影響を及ぼしており、社会・生活基盤の維持と次世代への継承が重要となっております。

本市では、ひっ迫する財政状況の中にあって、事務事業の見直しや職員数の削減などの行財政改革を断行し、収支均衡の取組を推進することにより、これらの行政需要に対応してきました。

今後も、公共施設の適切な管理・運営や住環境の整備、次世代のための脱炭素化の取組などを推進するとともに、過疎地域をはじめとした地方における持続的な発展に向けて行政サービスを継続するためには、安定的な財源の確保が不可欠となっております。

つきましては、国に対して次のとおり働きかけていただきますよう要望いたします。

- 1 公共施設を適切に管理するため、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債を延長すること。
- 2 地球温暖化対策を確実に推進するため、脱炭素化推進事業債を令和13年度以後も延長すること。
- 3 過疎地域における持続的な発展を支援するため、過疎対策事業債を令和13年度以後も延長すること。
- 4 これらの地方債に対する地方交付税措置率を引き上げるとともに、租税制度を見直す際には、地方における財源の確保に配慮すること。

件 名 【国への要望 4】

水田活用の直接支払交付金の見直しについて

要 旨

令和9年度から見直すとされている水田活用の直接支払交付金の円滑な移行、予算の確保及び恒常的な運用を要望します。

要望内容

国では、令和9年度から水田政策を抜本的に見直すとして、「水田活用の直接支払交付金」を、水田・畑に関わらず作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するなど、その骨格が示されたところです。

現行制度では、厳格化のため急遽出された「水張りルール」は、詳細が決まっていなままスタートし、最終的には令和9年度以降は撤廃するなど、現場に混乱をもたらしました。

新たな制度は、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりの推進が不可欠であり、幅広い農業者が意欲を持ち安定した生産ができる仕組みとなるべきです。

以上のことから、見直される同交付金について、次の3点を要望します。

- 1 新しい制度への対応及び周知には一定の期間を要することから、経営判断に基づく営農計画に支障を及ぼさないようにすること。
- 2 対象を水田から畑にも広げ、生産性向上の取組みへの支援となることから、予算を十分に確保すること。
- 3 農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、制度を恒常的に運用すること。

件 名 【国への要望 5】

校舎改築に係る国庫補助の新設等について

要 旨

現在、国庫補助の対象となる校舎等の改築は、学校統合や教室不足の解消に伴う新增築、構造上危険な状態にある建物の改築等となっていますが、それらに該当しないものの長寿命化改良にも適さない校舎等の改築についても国庫補助の対象となるよう、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

当市では、建築後50年を経過する学校施設が多数あり、設備の老朽化も著しいことから改築を検討しているところですが、過去に耐震補強工事を進めてきた結果、交付金メニューのひとつでもある危険改築等の要件に該当せず、学校統合や教室不足の解消も伴わないことから負担金の要件も満たさないものとなっています。

しかし、当該学校施設は古い規格で建築されていたり、増築を重ねたことにより歪で使い勝手の悪い配置となっている施設であったりすることから、長寿命化改良にも適さず、改築が必須となる施設が多くあります。

国の方針が改築から長寿命化へシフトしてきていることについては理解するところですが、建築後かなりの年数が経過しており、長寿命化改良にも適さない学校施設の改築は自治体の負担も非常に大きいことから、国庫補助の新設または要件の見直しについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

件 名 【国への要望 6】

過疎地域に対する支援の継続について

要 旨

- 1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充を図ること。
- 2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- 3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用期間の延長を実施すること。

要望内容

令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、本市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。

両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、移住定住の促進、地域を担う人材の育成、関係人口の創出・拡大といったソフト事業の充実が不可欠です。しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、既存事業の継続すら危ぶまれ地域の活力が一層失われかねない状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から15年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和3年度と比較して大幅に減額されています。

また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援ではありますが、令和8年度までの時限的な制度となっているところです。

つきましては、上記要旨に配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

件 名 【国への要望 7】

一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について

要 旨

交通混雑の解消や安全性の確保に向け、一般国道4号水沢東バイパスをはじめとする国道4号の整備促進について要望

要望内容

一般国道4号水沢東バイパスの建設及び「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の調査設計業務につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。

本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。

さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の整備が求められています。

また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。

つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

- 1 一般国道4号 水沢東バイパスの事業促進
- 2 一般国道4号 水沢金ヶ崎道路の事業促進
- 3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進
 - (1) 前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ
 - (2) 水沢東バイパス（南口）～前沢竹沢交差点

件 名 【国への要望 8】

北上川における築堤等の整備促進について

要 旨

安全な生活環境整備のため、北上川における築堤等の整備促進について要望

要望内容

近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。

つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業ではありますが、地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

- 1 前沢赤生津地区の河道掘削及び農地の冠水頻度を軽減させる対策について、計画的に事業推進するとともに早期の事業完了を要望します。
- 2 水沢黒石町大久保地区の堤防整備について、安定的な予算の確保を図るとともに計画的な治水対策の推進を要望します。
- 3 北上川無堤地区である水沢黒石町鶴城地区（内堀）について、早期の堤防整備を要望します。
- 4 北上川無堤地区である前沢鶉ノ木地区について、早期の堤防整備を要望します。
- 5 北上川無堤地区である水沢佐倉河地区について、早期の堤防整備を要望します。
- 6 水沢姉体地区の堤防強化対策を要望します。

件 名 【国への要望 9】

基盤整備事業の継続的推進及び予算確保について

要 旨

農業振興に係る基盤整備事業の継続的推進及び予算の確保について、特段のご高配をお願いいたします。

要望内容

基盤整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の発揮を目的とし、整備を進めているところであります。

現在、奥州市内において実施地区は24地区、調査計画地区4地区あり、事業期間の延伸が課題となっています。地域計画の実現に直結することから、農業生産者の期待は非常に高く、早期の事業完了を切望しています。

つきましては、基盤整備事業の継続的推進及び今年度と同等規模の予算の確保をお願いいたします。

また、農業振興に係る当該事業に必要な当初予算の十分な配分を、引き続き国に働きかけていただきますよう要望いたします。

件 名 【国への要望 10】

テレビ共同受信施設組合への支援について

要 旨

テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去に係る助成制度の創設について、国に対する働きかけを要望します。

要望内容

2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たな難視聴地域においてはテレビ共同受信施設組合が新設され、既存の組合においては施設の改修が行われ、現在、市内では16のテレビ共同受信施設組合が運営されています。

当市のテレビ共同受信施設組合は、全体の3分の2以上が20世帯に満たない小規模な組合であり、近年は加入世帯数の減少と組合員の高齢化が一層進んでいます。

このため、電気料や電柱共架料等の維持管理費用について、1世帯当たりの負担が大きく、突発的な修理への対応にも苦慮しており、施設改修や大規模修繕に必要となる費用の捻出が困難な状況にあります。

また、これらの施設組合が設置されている地域の多くは、ケーブルテレビ等の代替手段がなく、仮にケーブルテレビ対象エリアが拡大され、テレビ共同受信施設組合を解散してケーブルテレビへの切り替えを検討する場合であっても、共架ケーブルの撤去等に要する多額の費用負担が障壁となっています。

つきましては、テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去について、助成制度の創設を国に対して働きかけていただきますよう要望します。

令和8年度「奥州市からの要望」に係る 関係資料

- ・ **県要望4** 北上金ヶ崎江刺パシフィックルートの整備について … 1～4
- ・ **県要望9** 一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について … 5
- ・ **県要望10** 県管理河川の河道整備について … 6
- ・ **国要望7** 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について … 7～8
- ・ **国要望8** 北上川における築堤等の整備促進について … 9
- ・ **国要望9** 基盤整備事業の継続的推進及び予算確保について … 10

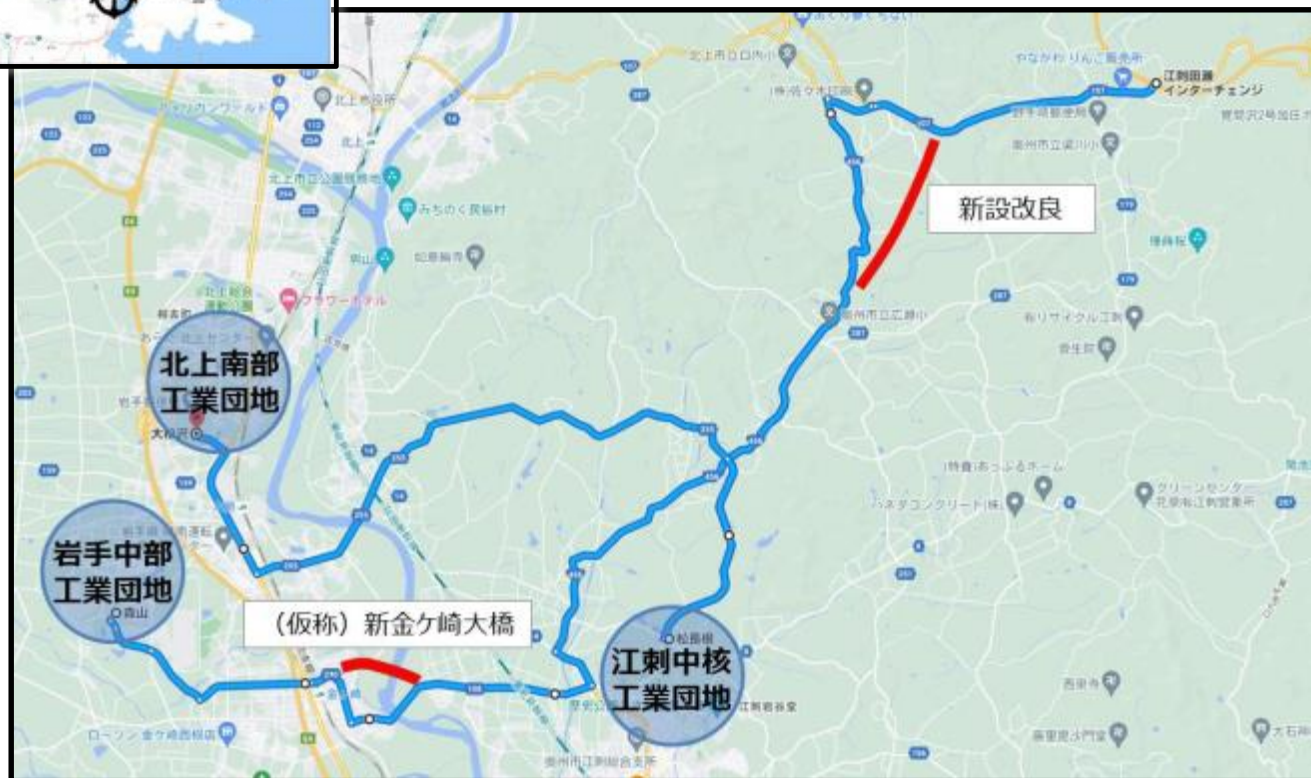
北上金ケ崎パシフィックルートの概要



- 国道4号-江崎大橋-県道255号-国道456号-国道107号のルートの整備促進
- 奥州市江刺と金ケ崎町を結ぶ
(仮称) 新金ケ崎大橋の新設

釜石港・大船渡港へのアクセス、各工業団地間の連絡を改善

⇒ **地域企業の安定輸送を支援**
地域住民の安全性の向上



北上金ケ崎パシフィックルート 東北横断道釜石秋田線直線化 の重要性



- **さらなる地域経済発展のための物流戦略**
- **持続可能な地域実現に向けた課題解決の鍵**

高まる企業進出意欲

- 岩手県南に、半導体・自動車・食品関連企業が集積
- 秋田県内陸で、自動車関連企業の進出が増加

港湾の利用拡大

- 人手不足、2024年問題、燃料費高騰などにより、トラックの輸送能力不足や輸送費の高騰が見込まれる
- モーダルシフトの社会的要請

進む北東北の基点化

- 東日本大震災後の拠点見直し、2024年問題を背景に、北東北が物流の基点として注目
- 県南にマルチ型倉庫が相次ぎ立地

県内の地域間格差

- 県南で人材獲得競争が過熱する一方、働く場を求めて人口流出している地域が存在
- 医療空白地域の存在

横軸の道路交通網の強化による効果

地域企業の物流効率化、広域での取引拡大による一層の産業振興

住み慣れた地域に住みながら産業集積地に通勤できることで、人材確保が期待

医療機関への速達性・安全性が向上することで、医療空白地域でも安心して住み続けられる

北上金ヶ崎パシフィックルート構想

Kitakami-kanegasaki pacific route

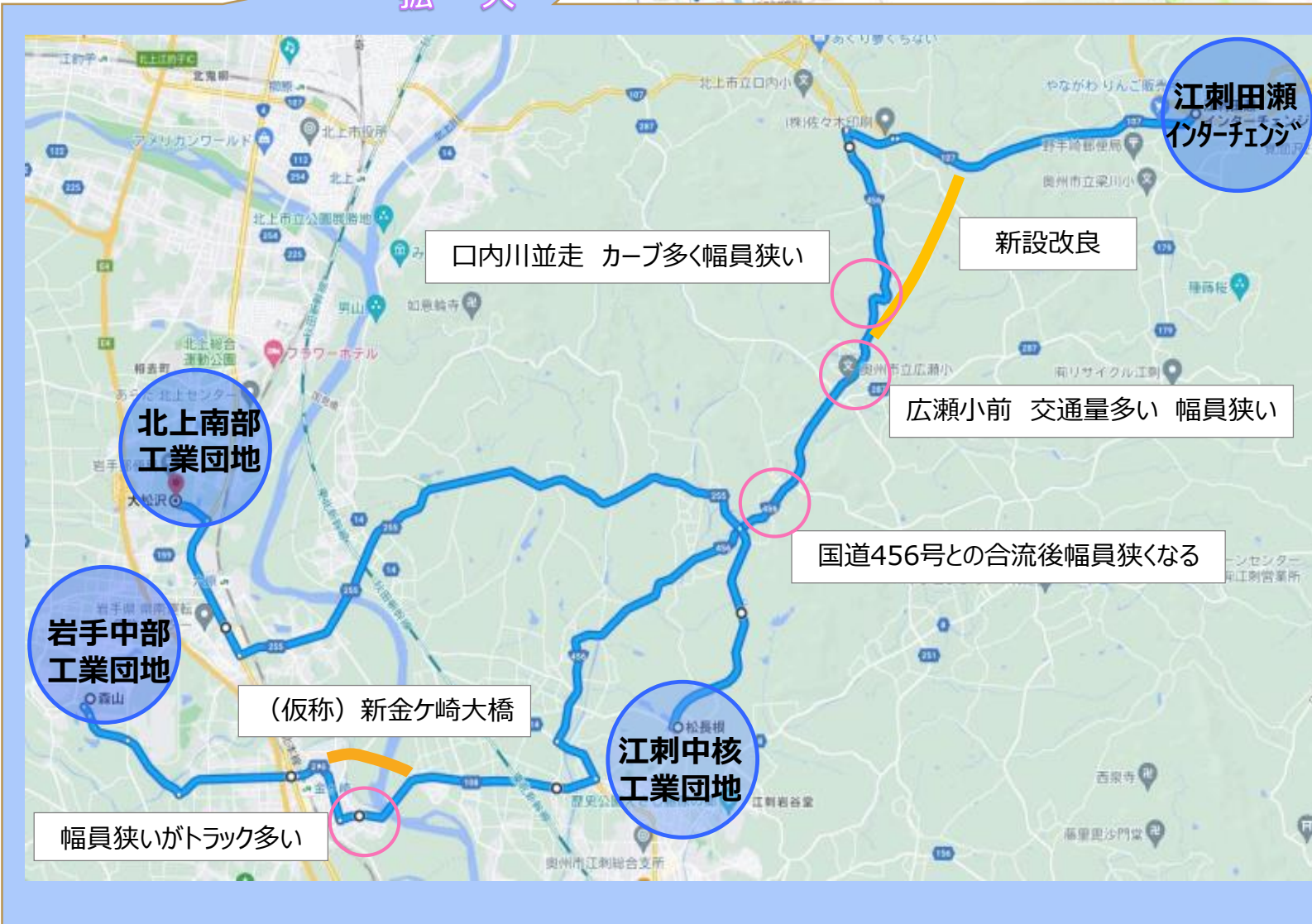
令和5年1月30日
関係市町説明

目的

- 北上南部・岩手中部・江刺中核の各工業団地間と釜石港・大船渡港など沿岸を繋ぐ物流ルートを整備し、安定輸送を支援する



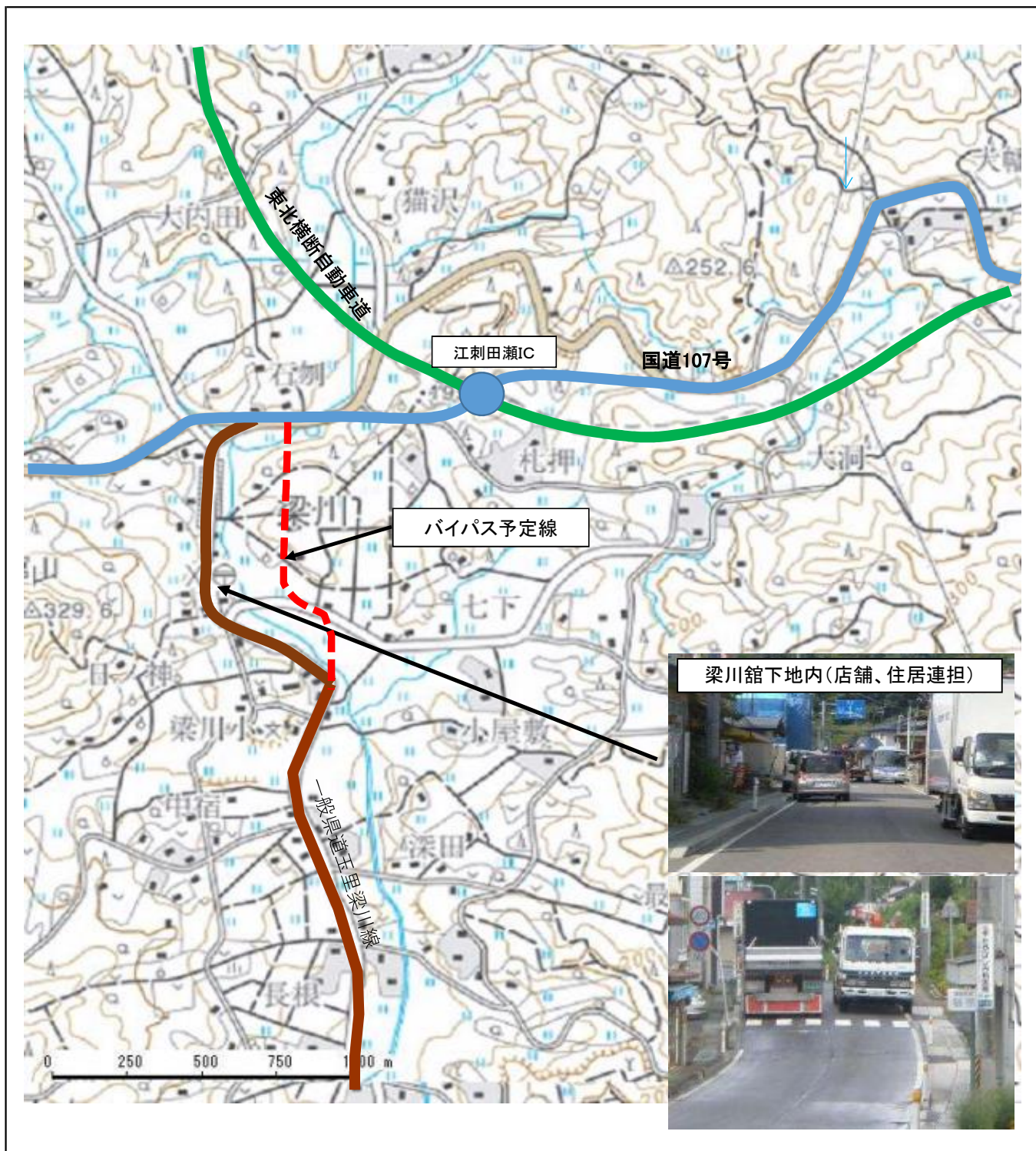
拡大

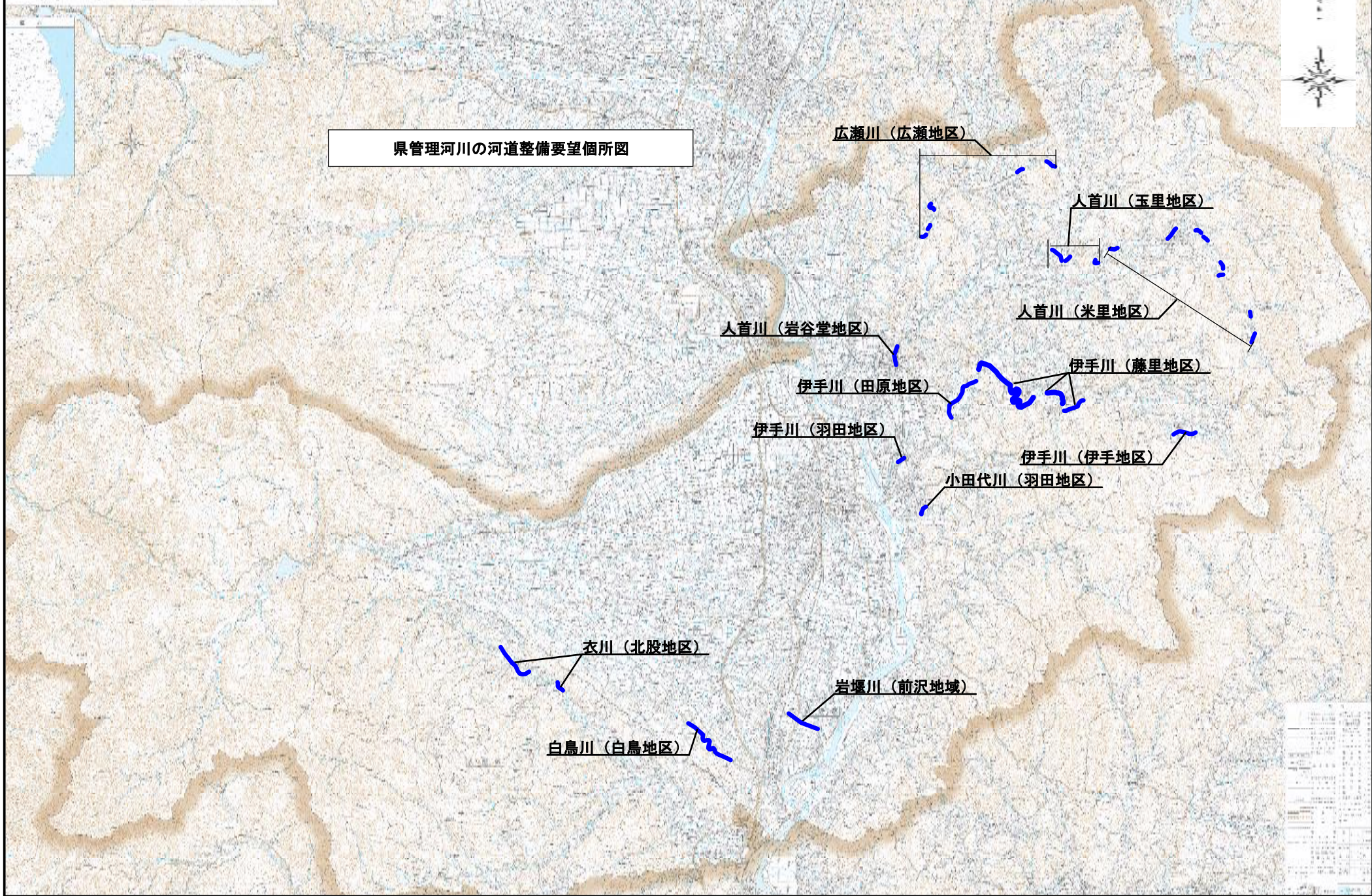


概要

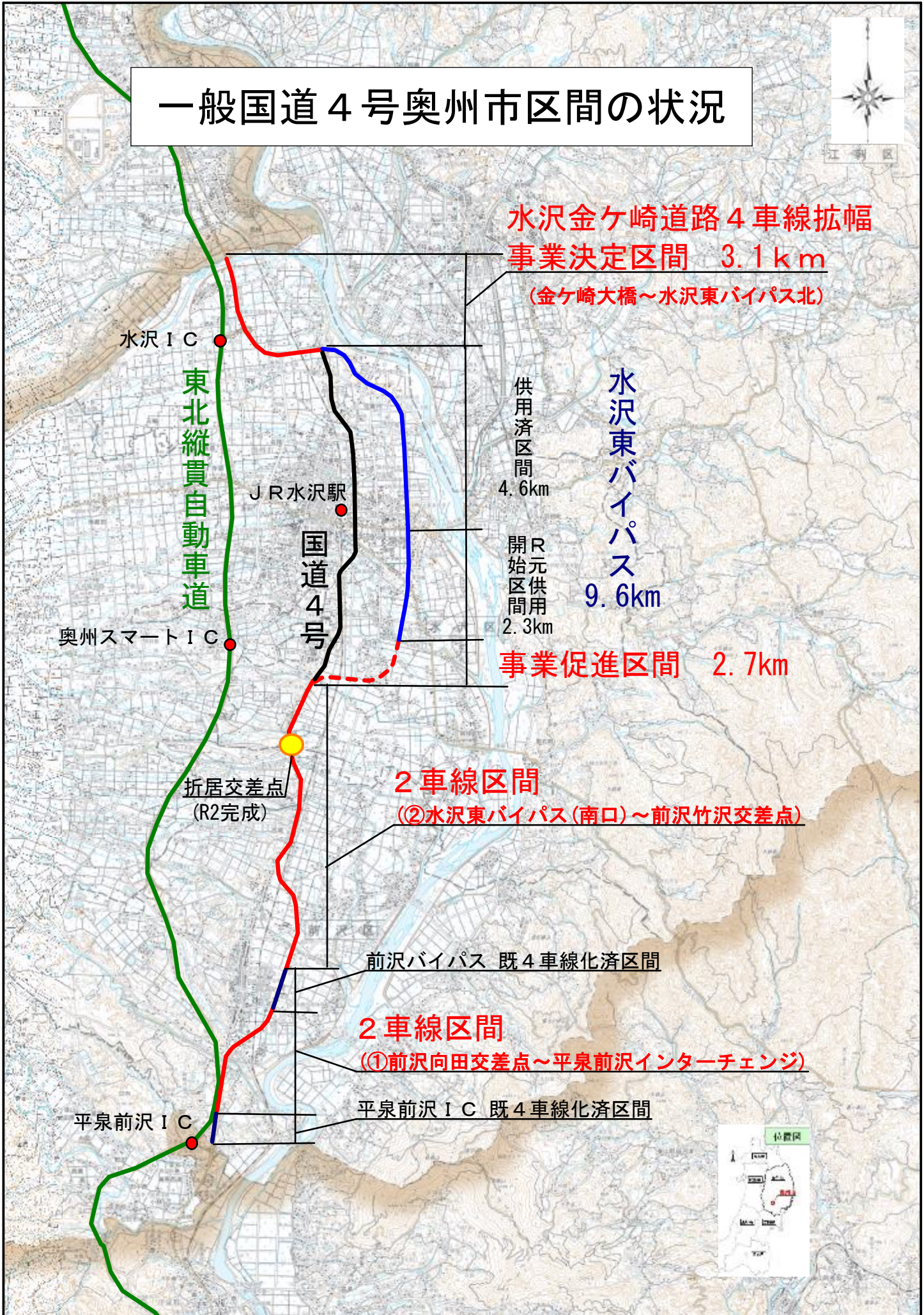
- 国道4号-江崎大橋-県道255号-国道456号-国道107号のルートの整備促進
- 奥州市江刺と金ヶ崎町を結ぶ(仮称)新金ヶ崎大橋の新設

一般県道玉里梁川線のバイパス整備要望箇所

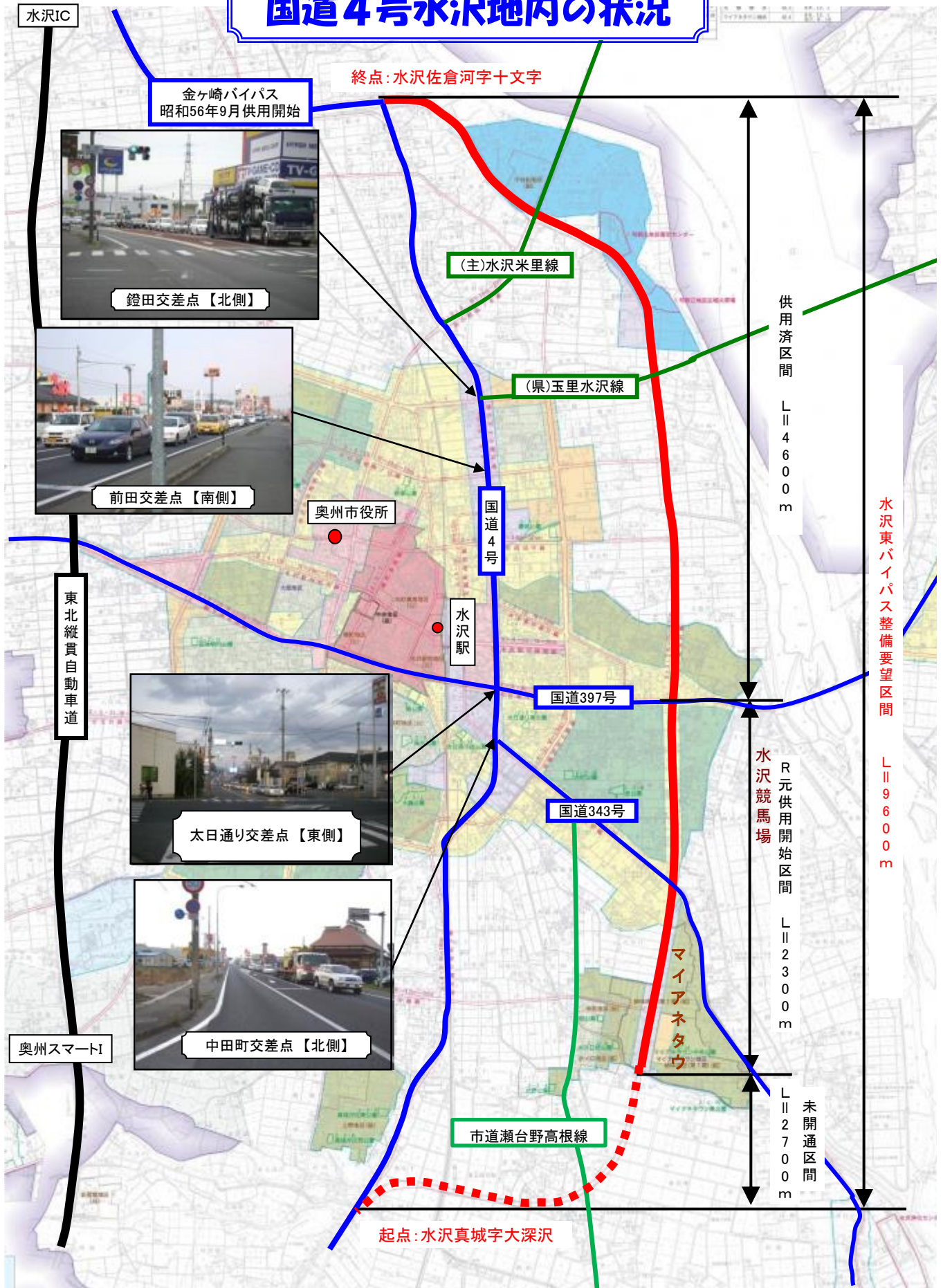




一般国道4号奥州市区間の状況



国道4号水沢市内の状況



終点: 水沢佐倉河字十文字

金ヶ崎バイパス
昭和56年9月供用開始



鏡田交差点【北側】



前田交差点【南側】

奥州市役所

水沢駅

国道4号

国道397号

国道343号



太日通り交差点【東側】



中田町交差点【北側】

奥州スマートI

東北縦貫自動車道

市道瀬台野高根線

起点: 水沢真城字大深沢

供用済区間
L114600m

水沢競馬場
R元供用開始区間
L112300m

未開通区間
L112700m

水沢東バイパス整備要望区間
L119600m

至前沢方面（一般県道前
沢東山線⇒国道4号合流）

北上川における築堤等の整備促進要望位置図



みずさわ さくらかわ
水沢佐倉河地区

水沢 I C



水沢地区（桜木橋）上空

国道4号
JR水沢駅

東北新幹線
水沢江刺駅

みずさわ あねたい
水沢姉体地区

みずさわつるぎ
水沢鶴城地区
みずさわ おおくぼ
水沢大久保地区



鶴城・大久保地区上空



鶴城地区

まえさわ あこうず
前沢赤生津地区

まえさわ うのき
前沢鶉ノ木地区

平泉前沢 I C

北上川



前沢鶉ノ木地区（白鳥館遺跡）上空



前沢白鳥館地区



白鳥館遺跡

※写真は平成19年9月17日洪水の状況

県南農村整備室管内 R8基盤整備実施・調査地区 位置図

事業完了地区一覧(ほ場整備)

地区名	区画整理面積(ha)	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(1) 生母白山	161.0	S61 ~ H4	経営体	胆沢平野
(2) 岩谷堂西部	76.3	S62 ~ H4	経営体	江刺猿ヶ石
(3) 愛宕南部	191.4	H2 ~ H8	経営体	江刺猿ヶ石
(4) 玉ノ木	110.0	H3 ~ H8	経営体	胆沢平野
(5) 大桜	43.0	H3 ~ H8	住環境	胆沢平野
(6) 北方	118.0	H3 ~ H8	住環境	岩手中部
(7) 北股	13.0	H3 ~ H8	中山間	衣川
(8) 若柳西部	27.0	H6 ~ H10	中山間	胆沢平野
(9) 人首川東部	170.9	H7 ~ H13	経営体	江刺猿ヶ石
(10) 高倉	(173.5)	H8 ~ H13	経営体(土地総)	江刺猿ヶ石
(11) 三照	4.2(103)	H9 ~ H13	経営体(土地総)	江刺猿ヶ石
(12) 袖野	31.6	H9 ~ H13	中山間	江刺猿ヶ石
(13) 真城	246.0	H7 ~ H14	経営体	胆沢平野
(14) 徳岡	240.0	H7 ~ H14	経営体	胆沢平野
(15) 東田	110.0	H7 ~ H14	経営体	胆沢平野
(16) 六郷	185.0	H8 ~ H15	経営体	岩手中部
(17) 原体	68.4	H8 ~ H15	経営体	江刺猿ヶ石
(18) 羽田	(69.5)	H8 ~ H15	経営体(土地総)	江刺猿ヶ石
(19) 永栄	(321)	H9 ~ H15	経営体(土地総)	胆沢平野
(20) 古城北部	34.5	H9 ~ H17	経営体	胆沢平野
(21) 姥沢上野	50.9	H10 ~ H17	経営体	胆沢平野
(22) 石関	53.2	H10 ~ H18	経営体	江刺猿ヶ石
(23) 伊手西部	32.6	H10 ~ H18	経営体(土地総)	江刺猿ヶ石
(24) 寺領小林	83.0	H11 ~ H18	経営体	胆沢平野
(25) 笹森	65.0	H12 ~ H18	住環境	胆沢平野
(26) 姉体	374.0	H8 ~ H19	経営体	胆沢平野
(27) 新里	228.0	H11 ~ H20	経営体	胆沢平野
(28) 黒石	26.0	H11 ~ H20	中山間	-
(29) 増沢東部	50.6	H12 ~ H21	経営体	江刺猿ヶ石
(30) 徳岡東部	76.5	H13 ~ H22	経営体	胆沢平野
(31) 満倉	106.4	H12 ~ H23	経営体	胆沢平野
(32) 江刺西部	(340)	H11 ~ H23	経営体(土地総)	江刺猿ヶ石
(33) 和賀中部六原	(399)	H12 ~ H24	経営体(土地総)	岩手中部
(34) 二渡	82.0	H10 ~ H26	経営体	胆沢平野
(35) 【国営】いさわ南部	1046.0	H10 ~ H22	国営農地再編	胆沢平野
(36) 【団体営】石生	4.1	H18 ~ H21	プロ交	衣川
(37) 【団体営】母体第2	10.0	H19 ~ H22	プロ交	北上川東部
(38) 古城(1期~2期)	229.8	H14 ~ H27	経営体	胆沢平野
(39) 白山	275.0	H12 ~ H27	経営体	胆沢平野
(40) 南下幅北部	105.1	H20 ~ H28	経営体	胆沢平野
(41) 内堀	22.1	H24 ~ H29	経営体	胆沢平野
(42) 藤里北部	55.4	H21 ~ H29(第)	経営体	江刺猿ヶ石
(43) 都鳥(1期~3期)	236.0	H15 ~ H29(第)	経営体	胆沢平野
(44) 裏新田	30.6	H23 ~ H29(第)	経営体	胆沢平野
(45) 六原	245.1	H21 ~ R1	経営体	岩手中部
(46) 石山	30.9	H23 ~ R2	経営体	江刺猿ヶ石
(47) 次丸	81.7	H23 ~ R3	経営体	江刺猿ヶ石
(48) 上小田代どう沢	21.3	H25 ~ R3	中山間	江刺猿ヶ石
(49) 荻ノ窪	225.3	H25 ~ R5(第)	経営体	胆沢平野
(50) 南方	117.5	H28 ~ R6	経営体	胆沢平野
(51) 真城北	70.4	H28 ~ R6	経営体	胆沢平野
(52) 真城南	58.2	H28 ~ R6	経営体	胆沢平野
完了計	5,918.8	52地区(県営49、国営1、団体営2)		

事業実施地区一覧(ほ場整備)

地区名	区画整理面積(ha)	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(1) 愛宕	(433.1)	H26 ~ R12	中山間	胆沢平野
(2) 若柳中部	316.2	H27 ~ R11	経営体	胆沢平野
(3) 梁川西部	33.3	H27 ~ R8	経営体	江刺猿ヶ石
(4) 角川原	45.7	H27 ~ R11	経営体	江刺猿ヶ石
(5) 小山西	168.0	H30 ~ R11	経営体	胆沢平野
(6) 小山中央南	147.7	H30 ~ R11	経営体	胆沢平野
(7) 増沢西部	66.7	H30 ~ R13	経営体	江刺猿ヶ石
(8) 小山東	131.3	R1 ~ R12	経営体	胆沢平野
(9) 小山中央北	226.1	R1 ~ R13	経営体	胆沢平野
(10) 姉体秋成	55.1	R1 ~ R11	経営体	胆沢平野
(11) 下横瀬	174.6	R1 ~ R12	経営体	江刺猿ヶ石
(12) 大森・鳥の海上	33.3	R1 ~ R9	農地中間管理機構	永沢
(13) 四ツ屋	68.1	R2 ~ R12	経営体	胆沢平野
(14) 北下幅中	48.8	R2 ~ R11	経営体	胆沢平野
(15) 北下幅南	149.7	R2 ~ R12	経営体	胆沢平野
(16) 北下幅南	113.0	R2 ~ R12	経営体	胆沢平野
(17) 真城西	157	R2 ~ R12	経営体	胆沢平野
(18) 玉里中塚	51.9	R2 ~ R11	経営体	江刺猿ヶ石
(19) 鴨沢	105	R2 ~ R13	経営体	江刺猿ヶ石
(20) 原・蟹沢	66.5	R2 ~ R12	農地中間管理機構	永沢
(21) 東田西部	28.0	R3 ~ R10	経営体	胆沢平野
(22) 上西風	29.4	R3 ~ R11	経営体	江刺猿ヶ石
(23) 五位塚	22.6	R4 ~ R11	経営体	江刺猿ヶ石
(24) 赤生津	93.9	R5 ~ R14	経営体	北上川東部
(25) 石田南・南下幅南(1期)	103.9(182.3)	R7 ~ R16	経営体	胆沢平野
(26) 上野原	111.2	R8 ~ R17	経営体	胆沢平野
実施計	2,980.1	26地区		

事業実施地区一覧(防災)

地区名	延長等	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(A) 猿ヶ石北部幹線	6,709m	H26 ~ R9	防災減災	江刺猿ヶ石
(B) 槌茂井	4,990m	H29 ~ R8	防災減災	江刺猿ヶ石
(C) 北大堰	1,769m	H30 ~ R9	防災減災	衣川
(D) 大原堰	2,350m	R1 ~ R9	防災減災	衣川
(E) 白銀沢堤	ため池	R4 ~ R8	防災減災	江刺猿ヶ石
(F) 衣川	ダムコンクリート	R8 ~ R15	防災減災	衣川
実施計			6地区	

事業実施地区一覧(水利整備)

地区名	延長等	事業期間	事業区分	関係市町土地改良区
1001 東稲幹線	パイプコンクリート	R7 ~ R9	ストマネ	北上川東部
1002 東稲排水機場	ポンプ補修	H30 ~ R9	ストマネ	北上川東部
1003 江刺幹線用水路	水路補修	R3 ~ R7	ストマネ	江刺猿ヶ石
1004 二渡排水機場	エンジン更新	R6 ~ R8	ストマネ	奥州市
1005 上島排水機場	エンジン更新	R6 ~ R8	ストマネ	奥州市
1006 千貫石ため池	取水設備	R8 ~ R10	ストマネ	岩手中部
1007 鍋倉排水機場	ポンプ補修	R7 ~ R10	ストマネ	江刺猿ヶ石
1008 立花頭首工	ポンプ更新	R8 ~ R10	ストマネ	江刺猿ヶ石
1009 古川排水機場	機械保全計画	R8 ~ R11	ストマネ	奥州市
1010 高形排水機場	機械保全計画	R8 ~ R11	ストマネ	江刺猿ヶ石
1011 二の台取水施設	機械保全計画	R8 ~ R11	ストマネ	胆沢平野
実施計			11地区	

事業完了地区一覧(水利整備)

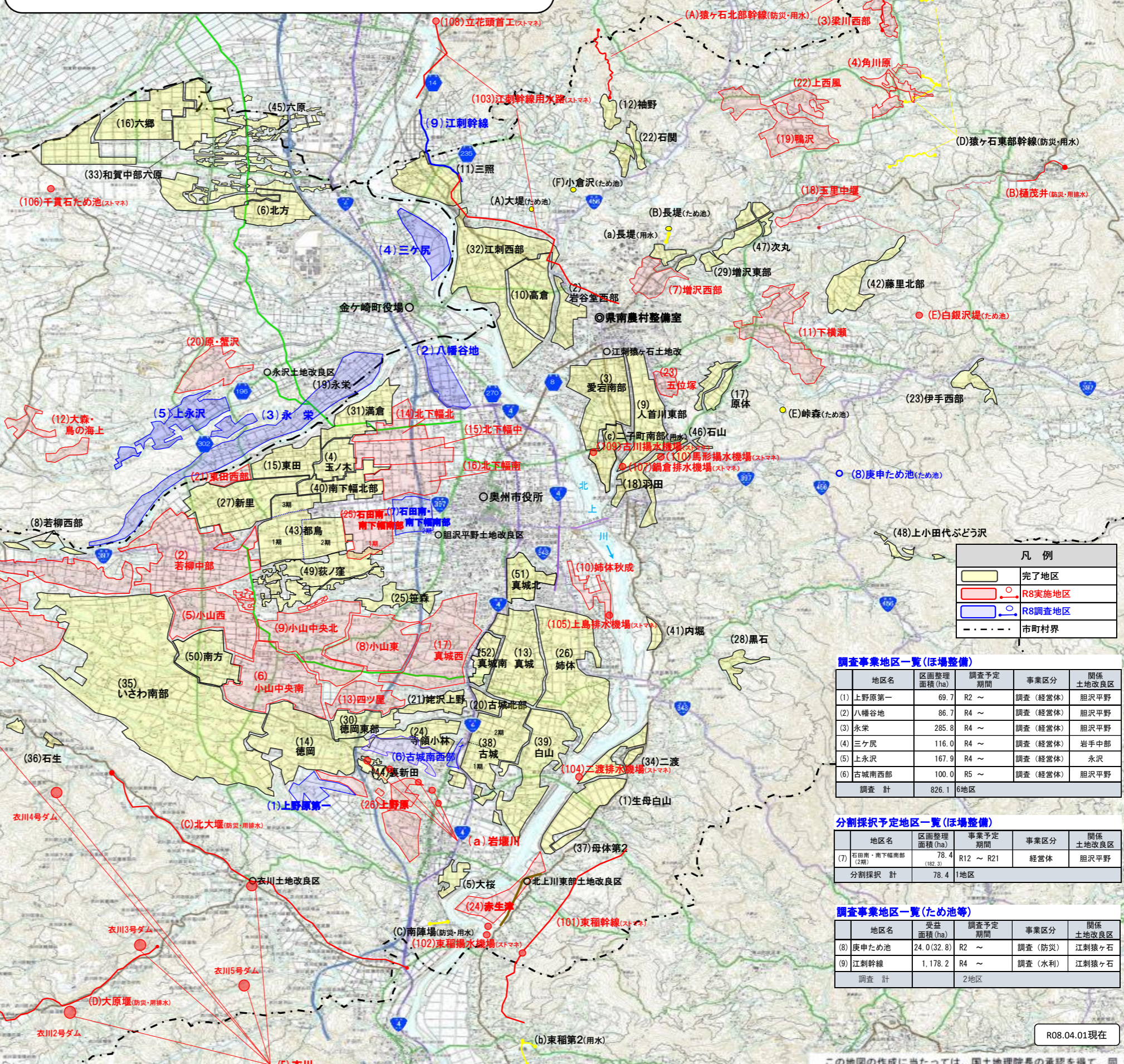
地区名	延長等	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(a) 長堤	520m	H27 ~ R1	保全合理化	江刺猿ヶ石
(b) 東稲第2	2,591m	H27 ~ R5	保全合理化	北上川東部
(c) 二子町南部	8,200m	H27 ~ R4	保全合理化	江刺猿ヶ石
完了計			3地区	

事業完了地区一覧(防災)

地区名	延長等	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(A) 大堤	ため池	H24 ~ H30	防災減災	江刺猿ヶ石
(B) 長堤	ため池	H26 ~ R1	防災減災	江刺猿ヶ石
(C) 南降場	619m	H27 ~ R1	防災減災	衣川
(D) 猿ヶ石東部幹線	3.76km	H27 ~ R2	防災減災	江刺猿ヶ石
(E) 峠森	ため池	H30 ~ R3	防災減災	江刺猿ヶ石
(F) 小倉沢	ため池	H31 ~ R4	防災減災	江刺猿ヶ石
完了計			6地区	

事業実施地区一覧(水利整備)

地区名	延長等	事業期間	事業区分	関係土地改良区
(a) 岩堰川	取水施設撤去	R6 ~ R9	広域適正	胆沢平野
実施計			1地区	



凡例

- 完了地区 (Yellow box)
- R8実施地区 (Red box)
- R8調査地区 (Blue box)
- 市町村界 (Dashed line)

調査事業地区一覧(ほ場整備)

地区名	区画整理面積(ha)	調査予定期間	事業区分	関係土地改良区
(1) 上野原第一	69.7	R2 ~	調査(経営体)	胆沢平野
(2) 八幡谷地	86.7	R4 ~	調査(経営体)	胆沢平野
(3) 永栄	285.8	R4 ~	調査(経営体)	胆沢平野
(4) 三ヶ尻	116.0	R4 ~	調査(経営体)	岩手中部
(5) 上永沢	167.9	R4 ~	調査(経営体)	永沢
(6) 古城南西部	100.0	R5 ~	調査(経営体)	胆沢平野
調査計	826.1	6地区		

分割採択予定地区一覧(ほ場整備)

地区名	区画整理面積(ha)	事業予定期間	事業区分	関係土地改良区
(7) 石田南・南下幅南(2期)	78.4(182.3)	R12 ~ R21	経営体	胆沢平野
分割採択計	78.4		1地区	

調査事業地区一覧(ため池等)

地区名	受益面積(ha)	調査予定期間	事業区分	関係土地改良区
(8) 庚申ため池	24.0(32.8)	R2 ~	調査(防災)	江刺猿ヶ石
(9) 江刺幹線	1,178.2	R4 ~	調査(水利)	江刺猿ヶ石
調査計			2地区	

R08.04.01現在

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平19総発、第186-22368号)

令和7年度

要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの D：実現が極めて困難なもの

奥州市_1 県南地域における周産期医療に対する支援について | 1 県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保について支援すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手県保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。</p> <p>県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。</p> <p>岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。</p> <p>また胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況であり、妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。</p> <p>今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保について支援すること。</p>	<p>医師の確保については、「岩手県医師確保計画」を策定し、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>※ 奨学金養成医師（産婦人科）11名中6名を県南地域に配置</p> <p>特に、確保が困難な産科の医師については、小児科の医師とともに、当該診療科を選択した養成医師の義務履行とキャリア形成の両立を可能とする特例配置（中小病院の勤務免除）を行っているほか、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に限定した7名の地域枠を設置したところです。</p> <p>また、助産師の確保については、看護職員修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援などを行っており、引き続き助産師の確保と養成を図っていきます。（B）</p>

奥州市_1 県南地域における周産期医療に対する支援について | 2 今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について検討すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。</p> <p>県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。</p> <p>岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。</p> <p>また胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況であり、妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。</p> <p>今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>2 今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について検討すること。</p>	<p>地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模については、大学教授や医療関係団体等の専門家、市町村や消防などで構成する岩手県周産期・小児医療協議会において、県内の分娩数や、ハイリスク妊婦・新生児医療への対応、大学からの派遣医師を含む医療従事者の確保状況などを踏まえて議論し、その方針を定めております。今後においても、将来的な分娩数の推移や産科医・小児科医の確保状況などを踏まえ、岩手県周産期・小児医療協議会等の関係者の意見をいただきながら、議論していきます。（B）</p>

奥州市_1 県南地域における周産期医療に対する支援について | 3 二次保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、分娩待機のための宿泊施設の確保に努めること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。</p> <p>県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。</p> <p>岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。</p> <p>また胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況であり、妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。</p> <p>今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>3 二次保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、分娩待機のための宿泊施設の確保に努めること。</p>	<p>分娩取扱医療機関の減少を背景に、妊産婦の通院に係る負担は増大していると考えられ、この負担軽減が大きな課題となっています。</p> <p>このことから、県では、令和2年度からハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援しており、</p> <p>令和7年度からは、ハイリスクの有無に関わらず、妊婦1人当たりの上限額を100,000円に引き上げたところです。</p> <p>なお、分娩時における宿泊施設の確保については、患者のニーズを確認しながら、市町村と一体となって検討していきます。（B）</p>

奥州市_1 県南地域における周産期医療に対する支援について | 4 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための医療提供の連携体制整備を進めること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。</p> <p>県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。</p> <p>岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。</p> <p>また胆江圏域の周産期医療の現状としては、分娩取扱施設が無くなったことにより、妊婦は市外の地域周産期母子医療センターに通院せざるを得ない状況であり、妊婦の不安感や精神的、経済的負担がさらに増大しています。</p> <p>今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>4 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための医療提供の連携体制整備を進めること。</p>	<p>周産期の救急搬送を円滑に行うため、岩手医科大学への委託により「周産期救急搬送コーディネーター事業」を実施しているほか、胎児の心拍などの情報をリアルタイムで搬送先の病院に送信するモバイル型妊婦胎児遠隔モニターを各周産期母子医療センターに導入しているところです。</p> <p>また、情報連携により搬送先での医療提供の迅速化を図るため、周産期医療情報ネットワーク「いはと一ぶ」の活用を進めるとともに、搬送を行う消防と受入先の医療機関との連携強化等を図るため、関係機関による、周産期の搬送に係る課題について協議・検討する場を設けるなど、より安全な周産期医療の充実に向けて取り組んでいきます。（B）</p>

奥州市_2 地域医療の充実について | 1 医師の偏在対策を講じ市内の公立病院における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。</p> <p>県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。</p> <p>特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。</p> <p>また、医師不足が深刻化する中、医療資源の効率的な活用と地域医療の安定的な提供体制を確保するため、当市では専用車両を利用したオンライン診療を導入していますが、対面診療と比較して診療報酬が低いことなどから採算性が見込めず、運行費用等が事業継続の課題となっています。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 医師の偏在対策を講じ市内の公立病院における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。(継続して常勤医の維持に努めること。)</p>	<p>医師の確保については、「岩手県医師確保計画」を策定し、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。※胆江圏域の公立病院に奨学金養成医師を15名配置(胆沢10、江刺3、総合水沢1、まごころ1)</p> <p>特に、確保が困難な小児科の医師については、産科の医師とともに、当該診療科を選択した養成医師の義務履行とキャリア形成の両立を可能とする特例配置(中小病院の勤務免除)を行っているほか、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に限定した7名の地域枠を設置しています。</p> <p>これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでおり、令和7年度には、総合水沢病院に小児科医1名を紹介したところです。</p> <p>(B)</p>

奥州市_2 地域医療の充実について | 2 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:2

要望内容	取組状況(方針)
<p>公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。</p> <p>県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。</p> <p>特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。</p> <p>また、医師不足が深刻化する中、医療資源の効率的な活用と地域医療の安定的な提供体制を確保するため、当市では専用車両を利用したオンライン診療を導入していますが、対面診療と比較して診療報酬が低いことなどから採算性が見込めず、運行費用等が事業継続の課題となっています。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>2 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。</p>	<p>県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は、総合水沢病院1名、国保まごころ病院1名を含め、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計186名を配置したところです。(B)</p> <p>県立病院から市町村への診療応援については、地域医療を支える医療機関の支援を目的に、医師が不在の診療所等で、医師が充足されるまでの間の暫定的な応援や救急患者等の措置に伴う緊急の応援などの場合に市町村からの要請に基づき実施しているところです。</p> <p>このうち、令和6年度における奥州市への診療応援件数は147件となっており、県立病院においても、市町村からの要請に基づき医師の派遣に引き続き取り組んでいきます。(B)</p>

奥州市_2 地域医療の充実について | 3 医療の地域格差解消及び医療資源の効率化に資するオンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけではなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>公立病院については、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに医師の働き方改革により現状の医療体制を維持することが困難になることが懸念されています。</p> <p>県としても医師不足により疾患別医療圏を再編せざるをえなくなっており、このことは当市の医師確保にも大きな影響を与えます。</p> <p>特に胆江圏域の小児科については、医師の減少や高齢化などにより、従来の乳幼児集団健診を維持することが難しい状況となっており、平時の受診についても胆江圏域外の医療機関への通院を余儀なくされるなど保護者の負担が増しています。</p> <p>また、医師不足が深刻化する中、医療資源の効率的な活用と地域医療の安定的な提供体制を確保するため、当市では専用車両を利用したオンライン診療を導入していますが、対面診療と比較して診療報酬が低いことなどから採算性が見込めず、運行費用等が事業継続の課題となっています。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>3 医療の地域格差解消及び医療資源の効率化に資するオンライン診療のさらなる活用を促進させるため、整備費用だけではなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。</p>	<p>医療 DX の進展に伴い、各自治体でデジタル田園都市国家構想交付金等を活用して整備した医療 MaaS などによる遠隔医療の普及は、医療過疎の地域に対する医療資源の確保につながることから、無医地区をはじめとした医療過疎地域においては、初期導入経費だけでなく、運営経費に対しても継続的な運営ができるよう、今年度国に対して財政支援を要望したところであり、引き続き地域の医療体制の確保に向けて、取り組んでいきます。(B)</p>

奥州市_3 広域的な公共交通の維持対策について | 1 地域の実情に即した県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、コロナ禍以降の生活様式の変化、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、昨今の深刻な運転士不足を受け、近隣市町を結ぶ水沢金ヶ崎線や一関前沢線が廃止されるなど当市のバス路線の維持・確保は年々、困難な状況となっています。</p> <p>特にも県からの財政支援に関しては、現状「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいておりますが、全県的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、県を中心に関係市町村が一丸となって広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることのないよう取り組む必要があると考えています。</p> <p>さらには、広域的な公共交通を補完するため、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてA I デマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっておりますが、実用化に向けては、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題が存在すると捉えており、これらの課題を解決することで次世代モビリティへの移行を現実的に検討できるようになり、持続可能な地域交通が実現するものと考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 地域の実情に即した県の財政支援を継続するとともに路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。</p>	<p>県では、広域バス路線の維持確保に向け、国庫補助に協調した補助や県単による運行欠損額への補助を行うとともに、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ、補助要件の緩和等を実施しています。</p> <p>また、令和5年度からは、人口減少対策路線確保事業により、補助路線の廃止に伴う代替交通確保の取組を支援しているほか、広域生活路線維持事業を拡充し、事業者による運行継続が困難となった補助路線について、代替交通が確保されるまでの間、路線の廃止時期を延長するために生じる経費も補助対象としています。</p> <p>加えて、令和6年度からは、乗合バス事業者が行う運転士確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する支援を実施しているところです。</p> <p>併せて、国に対しては、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、各種補助金の要件緩和や補助上限額の拡大のほか、公共交通事業者への財政支援の実施等を要望しています。</p> <p>引き続き、市町村や関係機関等と連携し、地方財政措置の状況も勘案しながら、公共交通の維持・確保に必要な支援について検討していくとともに、国に対して支援の一層の強化が図られるよう働きかけを行ってまいります。(B)</p>

奥州市_3 広域的な公共交通の維持対策について | 2 県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村とともに持続可能な地域公共交通運営基盤を確立する仕組みを構築すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、コロナ禍以降の生活様式の変化、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、昨今の深刻な運転士不足を受け、近隣市町を結ぶ水沢金ヶ崎線や一関前沢線が廃止されるなど当市のバス路線の維持・確保は年々、困難な状況となっています。</p> <p>特にも県からの財政支援に関しては、現状「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいておりますが、全県的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、県を中心に関係市町村が一丸となって広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることのないよう取り組む必要があると考えています。</p> <p>さらには、広域的な公共交通を補完するため、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてA Iデマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっておりますが、実用化に向けては、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題が存在すると捉えており、これらの課題を解決することで次世代モビリティへの移行を現実的に検討できるようになり、持続可能な地域交通が実現するものと考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>2 県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村とともに持続可能な地域公共交通運営基盤を確立する仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、例年、個々の補助路線を対象に、国、県、市町村及びバス事業者を構成員とするバス路線活性化検討会を開催し、広域バス路線の課題を共有するとともに、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行っています。</p> <p>今年度からは、広域バス路線を含め地域の公共交通のあるべき姿の検討がスムーズに進むよう、市町村ごとにヒアリングを実施し、利便増進実施計画の策定支援をはじめ、個々の状況に適した有識者の派遣、関係市町村間の調整やバス事業者との仲介など、きめ細かな取組を行っているところです。</p> <p>今後も、将来的に持続可能な地域公共交通サービスの確保に向けて、県としても、市町村や関係機関等と密接な連携を図りながら、広域的な見地からの調整等、必要な取組を実施していきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_3 広域的な公共交通の維持対策について | 3 運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うため、A I デマンドシステムや自動運転バスなどの次世代モビリティを支える技術革新を加速するよう国に働きかけること。 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、コロナ禍以降の生活様式の変化、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、昨今の深刻な運転士不足を受け、近隣市町を結ぶ水沢金ヶ崎線や一関前沢線が廃止されるなど当市のバス路線の維持・確保は年々、困難な状況となっています。</p> <p>特にも県からの財政支援に関しては、現状「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいておりますが、全県的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、県を中心に関係市町村が一丸となって広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることのないよう取り組む必要があると考えています。</p> <p>さらには、広域的な公共交通を補完するため、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてA I デマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっておりますが、実用化に向けては、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題が存在すると捉えており、これらの課題を解決することで次世代モビリティへの移行を現実的に検討できるようになり、持続可能な地域交通が実現するものと考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>3 運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うため、A I デマンドシステムや自動運転バスなどの次世代モビリティを支える技術革新を加速するよう国に働きかけること。</p>	<p>国内においても、自動運転レベル4の路線バス運行など、次世代モビリティの導入事例が出てきており、運転士不足等、地域公共交通が置かれている厳しい状況に対応していくうえで、先進的な技術を導入していくことは非常に重要と考えております。</p> <p>県においては、国に対し、地域公共交通への効率的、効果的な輸送システムの普及に向けた支援の拡充・強化を求めているところであり、今後においても、御要望の趣旨を踏まえつつ、広域的な公共交通の維持確保が図られるよう要望を継続してまいります。(B)</p>

奥州市_3 広域的な公共交通の維持対策について | 4 次世代モビリティなどの先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>当市では、今次地域公共交通計画に基づき「便利で快適な公共交通ネットワークの構築」の実現に向け、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、コロナ禍以降の生活様式の変化、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、昨今の深刻な運転士不足を受け、近隣市町を結ぶ水沢金ヶ崎線や一関前沢線が廃止されるなど当市のバス路線の維持・確保は年々、困難な状況となっています。</p> <p>特にも県からの財政支援に関しては、現状「平均乗車密度」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいておりますが、全県的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、県を中心に関係市町村が一丸となって広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることのないよう取り組む必要があると考えています。</p> <p>さらには、広域的な公共交通を補完するため、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてA I デマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっておりますが、実用化に向けては、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題が存在すると捉えており、これらの課題を解決することで次世代モビリティへの移行を現実的に検討できるようになり、持続可能な地域交通が実現するものと考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>4 次世代モビリティなどの先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充について、国に働きかけるとともに、県においても継続的・長期的な補助制度を創設すること。</p>	<p>県では、国に対し、令和7年6月の「令和8年度政府予算提言・要望」において、A I を活用した効率的な配車システムの導入等、地域公共交通機関におけるデジタル技術の活用に対する支援の拡充を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行ってまいります。</p> <p>なお、県では、地域公共交通活性化推進事業費補助により、市町村が行うデマンド交通等の実証運行など、運行システムの構築に必要な経費等を支援しているところです。</p> <p>また、乗合バス事業者が補助路線を廃止した場合は、人口減少対策路線確保事業により、市町村による代替交通を確保する取組を支援しており、新たなシステム等を活用して再編した場合も補助対象としています。</p> <p>デジタル技術の活用は、運転士不足等の地域公共交通をとりまく課題の解決に資する可能性があることから、先進事例を分析しながら、引き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。(B)</p>

奥州市_4 新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について | 1 国が政策目標としている40代以下の農業従事者の拡大では、多様な担い手の確保は困難であり、過渡期として年齢上限を引き上げるなど支援の拡充を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>政府は、食料・農業・農村基本法の一部改正法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化するため基本計画を策定しております。平時からの食料安全保障を実現する観点から、国内の食料需要減少においても供給能力を確保するために輸出についても促進する位置づけと明記しております。</p> <p>食料自給力を確保するためには、農地の維持や農業従事者の確保が喫緊の課題となっております。本市の農家数は、農林業センサス2005年調査と比較して、現在調査中の2025年調査ではほぼ半減する厳しい数値になると予想されています。また、後継者のいない農家の割合が75%、基幹的農業従事者における75歳以上の割合が40%になると推計され、農業をとりまく環境はより一層厳しい状況となっております。</p> <p>県内最大の耕作面積を誇る本市においては、農業従事者の高齢化や耕作地面積の減少が顕著であり、集積が進む大規模経営体では作業効率や作業労力の軽減を図るため、節水型乾田直播栽培などの新技術の取り組みを進めており、併せてスマート農業の導入についても積極的に取り組む必要があると考えております。</p> <p>自給力を高めるためには、生産量の維持が不可欠であります。農家が輸出の取り組みをはじめ、コメ作りに魅力を感じる体制の整備が必要です。平時の際には海外へ輸出展開し、有事の際には国内向けに供給するような総量でのやりとりが必要で、政府もバッファー的視点で輸出の取り組みを推進しております。</p> <p>農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について、国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>1 国が政策目標としている40代以下の農業従事者の拡大では、多様な担い手の確保は困難であり、過渡期として年齢上限を引き上げるなど支援の拡充を図ること。</p>	<p>「食料・農業・農村基本計画」では、持続可能な農業構造への転換に向け、親元就農や雇用就農の促進により、40代以下の担い手数について現在の水準を維持し、農業従事者における40代以下のシェアについて全産業並みに引き上げる目標が設定されたところです。</p> <p>新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）においては、就農時の年齢について50歳未満の要件が付されているところであり、現行では50歳以上の新規就農者については活用が困難な状況にありますが、令和8年度から、65歳未満の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な農業用機械・施設を導入する場合等の事業費を補助する「地域農業構造転換支援対策・新規就農者チャレンジ事業」が新設されることとなり、新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業とは要件や補助率は異なりますが、50歳以上の認定新規就農者も活用可能となっております。</p> <p>また、青年等就農資金（新規就農者向けの無利子資金制度）については、青年等就農計画の認定を受ければ65歳までの新規就農者であれば活用が可能ですので、ご検討いただくようお願いします。</p> <p>県としては、令和7年6月4日に国に対し、食料・農業・農村基本計画の推進に当たっては、食料供給の現場である地方の実状を充分踏まえるとともに、各施策の充実強化を図り、必要な予算を十分確保するよう要望したところです。</p> <p>また、次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、交付対象者の年齢要件を緩和するよう要望したところであり、引き続き様々な機会を捉えて国に求めていきます。（B）</p>

奥州市_4 新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について | 2 農地の基盤整備の促進と併せ、作業効率と作業労力を軽減させるスマート農業を積極的に導入するため、対応機械の導入などに対する補助制度の大幅な拡充を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>政府は、食料・農業・農村基本法の一部改正法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化するため基本計画を策定しております。平時からの食料安全保障を実現する観点から、国内の食料需要減少においても供給能力を確保するために輸出についても促進する位置づけと明記しております。</p> <p>食料自給力を確保するためには、農地の維持や農業従事者の確保が喫緊の課題となっております。本市の農家数は、農林業センサス2005年調査と比較して、現在調査中の2025年調査ではほぼ半減する厳しい数値になると予想されています。また、後継者のいない農家の割合が75%、基幹的農業従事者における75歳以上の割合が40%になると推計され、農業をとりまく環境はより一層厳しい状況となっております。</p> <p>県内最大の耕作面積を誇る本市においては、農業従事者の高齢化や耕作地面積の減少が顕著であり、集積が進む大規模経営体では作業効率や作業労力の軽減を図るため、節水型乾田直播栽培などの新技術の取り組みを進めており、併せてスマート農業の導入についても積極的に取り組む必要があると考えております。</p> <p>自給力を高めるためには、生産量の維持が不可欠であります。農家が輸出の取り組みをはじめ、コメ作りに魅力を感じる体制の整備が必要です。平時の際には海外へ輸出展開し、有事の際には国内向けに供給するような総量でのやりとりが必要で、政府もバッファー的視点で輸出の取り組みを推進しております。</p> <p>農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について、国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>2 農地の基盤整備の促進と併せ、作業効率と作業労力を軽減させるスマート農業を積極的に導入するため、対応機械の導入などに対する補助制度の大幅な拡充を図ること。</p>	<p>県では、令和7年6月、国に対し、農業農村整備事業関係予算の確保並びに「農地利用効率化等支援交付金」及び「担い手確保・経営強化支援事業」の継続、必要な予算を十分に措置すること及び支援施策の拡充について要望したところであり、今後も様々な機会をとらえて要望していきます。</p>

奥州市_4 新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進について | 3 国では、平時からの食料安全保障を実現する観点から更なる輸出促進を図ることとしていることから、輸出用米を含む新規需要米の取り組みに対する直接支払交付金等の財政支援の拡充を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>政府は、食料・農業・農村基本法の一部改正法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化するため基本計画を策定しております。平時からの食料安全保障を実現する観点から、国内の食料需要減少においても供給能力を確保するために輸出についても促進する位置づけと明記しております。</p> <p>食料自給力を確保するためには、農地の維持や農業従事者の確保が喫緊の課題となっております。本市の農家数は、農林業センサス2005年調査と比較して、現在調査中の2025年調査ではほぼ半減する厳しい数値になると予想されています。また、後継者のいない農家の割合が75%、基幹的農業従事者における75歳以上の割合が40%になると推計され、農業をとりまく環境はより一層厳しい状況となっております。</p> <p>県内最大の耕作面積を誇る本市においては、農業従事者の高齢化や耕作地面積の減少が顕著であり、集積が進む大規模経営体では作業効率や作業労力の軽減を図るため、節水型乾田直播栽培などの新技術の取り組みを進めており、併せてスマート農業の導入についても積極的に取り組む必要があると考えております。</p> <p>自給力を高めるためには、生産量の維持が不可欠であります。農家が輸出の取り組みをはじめ、コメ作りに魅力を感じる体制の整備が必要です。平時の際には海外へ輸出展開し、有事の際には国内向けに供給するような総量でのやりとりが必要で、政府もバッファー的視点で輸出の取り組みを推進しております。</p> <p>農業の持続的な発展を進めるうえで、農業者が魅力あるコメ作りを実践できる体制を構築するため、次の事項について、国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>3 国では、平時からの食料安全保障を実現する観点から更なる輸出促進を図ることとしていることから、輸出用米を含む新規需要米の取り組みに対する直接支払交付金等の財政支援の拡充を図ること。</p>	<p>国では、本年4月に公表した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中においても、輸出の促進により食料供給能力を確保することとしています。</p> <p>県としては、令和7年6月4日に国に対し、輸出用米生産において主食用米並の所得を確保できる仕組みを構築するとともに、こうした仕組みの実施に必要な予算を十分に措置するよう要望を行ったところあり、今後も様々な機会を捉えて国に要望していきます。(B)</p>

奥州市_5 I L C実現に向けた取組について | 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で I L Cの実現に向けた取り組みを確実に進めることについて、関係機関と連携し、より一層国に対して働きかけること。 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>現在、国際リニアコライダー（以下、I L C）の実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるI L Cテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、I L C国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にあります。</p> <p>I L Cは、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等に繋がる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。</p> <p>加えて、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、知的財産の蓄積など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識しています。また、先端加速器技術の研究は、将来的にエネルギー問題など現代社会が直面する課題に対する波及効果も期待され、国家プロジェクトとして政府全体でI L Cの実現に向けた取組が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、以上に鑑み、次の事項を要望いたします。</p> <p>1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体でI L Cの実現に向けた取り組みを確実に進めることについて、関係機関と連携し、より一層国に対して働きかけること。</p>	<p>国際リニアコライダー（I L C）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、I L Cの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北I L C推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、I L C国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和7年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること 2 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 3 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること <p>令和7年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、I L C実現に向けて、岩手県知事、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びI L C実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。</p> <p>先般公表された文部科学省の令和8年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、令和7年11月に、リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟（超党派国会議員連盟）の活動が再始動しています。</p> <p>今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やI L C実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B）</p>

奥州市_5 I L C実現に向けた取組について | 2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>現在、国際リニアコライダー（以下、I L C）の実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるI L Cテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、I L C国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にあります。</p> <p>I L Cは、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等に繋がる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。</p> <p>加えて、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、知的財産の蓄積など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識しています。また、先端加速器技術の研究は、将来的にエネルギー問題など現代社会が直面する課題に対する波及効果も期待され、国家プロジェクトとして政府全体でI L Cの実現に向けた取組が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、以上に鑑み、次の事項を要望いたします。</p> <p>2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること。</p>	<p>県では、令和元年に策定した「I L Cによる地域振興ビジョン」に基づき、医療・災害時の外国人支援セミナーをはじめとした外国人研究者等の受入準備、加速器コーディネーターによる研究機関と企業マッチングによる関連産業の振興や人材育成等、受入環境整備等に向けた取組を進めています。</p> <p>また、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北I L C事業推進センターにおいても、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、実務レベルでの調査検討等を進めています。</p> <p>また、国内における機運醸成に向けて、岩手県国際リニアコライダー推進協議会、東北I L C推進協議会など、県内外の推進団体等と連携し、講演会や大阪・関西万博のような国際的なイベントをはじめとした県内外のイベント機会を捉えたPR活動等により、I L Cの有する多様な意義や価値を広く発信するなど、国民・県民理解の増進に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き県内市町村をはじめ、県内外の推進団体等と連携を図りながら、I L Cの実現に向けた取組を推進していきます。（B）</p>

奥州市_6 県南地域における新たな工業高校の設置について | 1 歴史ある伝統産業に加え、自動車や半導体製造などに関わる多様な企業が立地・集積する胆江地区において、地域産業のさらなる発展を支えるとともに地域の未来を築く人材育成につながる教育環境の整備を進めること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手県教育委員会が令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」における新設工業高校については、地域における工業教育の充実が地域産業の持続的な発展に欠かせない要素となるものです。</p> <p>新設工業高校の設置場所や学科構成は、地域産業を支える人材の育成に直接的に影響を与え、それらは歴史ある伝統産業はもとより、自動車産業や半導体産業などの高度技術を要する事業者においても重要な基盤となります。特に胆江地区は、近年、自動車や半導体製造に関わる企業の立地が進んでおり、工業分野に関し、一定の専門教育を修めた人材の確保が求められています。</p> <p>こうした地域内工業団地における旺盛な人材需要が高まる反面、地元の工業高校等が輩出する人材だけで必要な求人を満たすことが困難となり、慢性的な人材供給不足となっている点が課題とされています。</p> <p>そのため、県立高等学校再編計画後期計画に示されている理念に基づき、地域の未来を担う子どもたちのための教育環境の整備を最優先に考慮いただくとともに、地域産業が持続的に発展できるよう、計画どおりに高校再編を進めていただくことが重要となります。</p> <p>つきましては、次の事項について、ご配慮いただきますよう要望いたします。</p> <p>1 歴史ある伝統産業に加え、自動車や半導体製造などに関わる多様な企業が立地・集積する胆江地区において、地域産業のさらなる発展を支えるとともに地域の未来を築く人材育成につながる教育環境の整備を進めること。</p>	<p>県南地域に新設する工業高校については、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討を進めることとしており、令和5年度から設置場所の検討、令和6年度には教育内容の検討を進めてきたところです。</p> <p>現在、統合時期など整備スケジュールの検討を進めている最中であり、設置場所、統合時期及び教育内容について、公表する時期も含め検討しているところです。</p> <p>現時点では、現行の後期計画策定時に決定した、水沢工業高校と一関工業高校の統合とすること、1学年6学級とし、既設学科にA Iなどの新学科を配置することについて変更は予定していません。</p> <p>今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域や産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応が可能となるよう、また、生徒にとって、より良い教育環境を持つ新たな工業高校となるよう検討していきます。(A)</p>

奥州市_6 県南地域における新たな工業高校の設置について | 2 新設工業高校の設置場所、学科構成等については、公正で透明性の高いプロセスで決定し、その内容を地域住民や関係者に丁寧に説明するとともに、後期計画で示したスケジュールに沿って確実に進めること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>岩手県教育委員会が令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」における新設工業高校については、地域における工業教育の充実が地域産業の持続的な発展に欠かせない要素となるものです。</p> <p>新設工業高校の設置場所や学科構成は、地域産業を支える人材の育成に直接的に影響を与え、それらは歴史ある伝統産業はもとより、自動車産業や半導体産業などの高度技術を要する事業者においても重要な基盤となります。特に胆江地区は、近年、自動車や半導体製造に関わる企業の立地が進んでおり、工業分野に関し、一定の専門教育を修めた人材の確保が求められています。</p> <p>こうした地域内工業団地における旺盛な人材需要が高まる反面、地元の工業高校等が輩出する人材だけで必要な求人を満たすことが困難となり、慢性的な人材供給不足となっている点が課題とされています。</p> <p>そのため、県立高等学校再編計画後期計画に示されている理念に基づき、地域の未来を担う子どもたちのための教育環境の整備を最優先に考慮いただくとともに、地域産業が持続的に発展できるよう、計画どおりに高校再編を進めていただくことが重要となります。</p> <p>つきましては、次の事項について、ご配慮いただきますよう要望いたします。</p> <p>2 新設工業高校の設置場所、学科構成等については、公正で透明性の高いプロセスで決定し、その内容を地域住民や関係者に丁寧に説明するとともに、後期計画で示したスケジュールに沿って確実に進めること。</p>	<p>県南地域に新設する工業高校については、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討を進めることとしており、令和5年度から設置場所の検討、令和6年度には教育内容の検討を進めてきたところです。</p> <p>現在、統合時期など整備スケジュールの検討を進めている最中であり、設置場所、統合時期及び教育内容について、公表する時期も含め検討しているところです。</p> <p>現時点では、現行の後期計画策定時に決定した、水沢工業高校と一関工業高校の統合とすること、1学年6学級とし、既設学科にA Iなどの新学科を配置することについて変更は予定していません。</p> <p>今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域や産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応が可能となるよう、また、生徒にとって、より良い教育環境を持つ新たな工業高校となるよう検討していきます。(A)</p>

奥州市_7 J R 東北本線及び東北新幹線の利便性向上について |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>県南地域における J R 線は、沿線地域住民にとって通勤、通学、通院、買い物などに欠かすことのできないライフラインであり、県央圏域や仙台圏に通じる重要な交通手段として幅広い年齢層に利用されています。</p> <p>特に盛岡駅・一ノ関駅間の北上川流域地域は、自動車、半導体分野を核とする産業集積が進んでおり、今後もこうした傾向は続くものと見込まれ、広域的な人・モノの交流や人材確保に伴う地元定着の促進のためにも、東北本線の果たす役割は極めて大きいと考えます。</p> <p>さらに、コロナ禍を経て、地域経済が徐々に回復の兆しを見せつつある中において、観光分野におけるインバウンド需要として世界文化遺産・平泉に加え盛岡も脚光を浴びており、県央から県南にかけて地域における観光需要を見据えた利便性向上が強く望まれるところです。</p> <p>一方で、J R 東日本が進める業務改革に伴う水沢江刺駅における「みどりの窓口廃止」や前沢駅における駅係員の無人化については、当地域を訪れる観光客、ビジネス客のみならず地元住民からも J R 線の利便性が大きく損なわれているとの声も寄せられています。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について、東日本旅客鉄道株式会社に働き掛けていただきますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> J R 東北本線の北上駅から一ノ関駅まで、朝夕の通勤・通学時間帯の運行本数を増加すること。 交通系 I C カード S u i c a について、J R 東北本線盛岡駅から一ノ関駅までの未導入駅に早期導入するとともに、盛岡エリア・仙台エリアにまたがる区間乗車において、相互利用できるよう整備すること。 みどりの窓口の廃止や駅舎の駅係員を無人化する場合においては、駅利用者が利用しやすく、安心・安全に利用できることを第一に考え、必要最小限の対面窓口や空調を備えた待合環境を確保いただくなど、従前の利用環境が著しく悪化することのないよう十分配慮すること。 	<p>鉄道利用の一層の促進と公共交通の維持・活性化を図るためには、地域の意向がより反映された形で利用者の利便性の向上を図ることが重要と考えています。</p> <p>県では、毎年度、県内市町村等からダイヤ改正、Suica エリア拡大、有人窓口の維持など、J R 線に関する意見を取りまとめ、J R 東日本盛岡支社に対し、要望しているところです。</p> <p>引き続き、市町村等と連携し、地域の意向が反映されるよう、J R 東日本盛岡支社へ働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_8 北上金ケ崎パシフィックルート整備について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>江刺中核工業団地、北上南部工業団地、岩手中部工業団地を有する奥州・北上・金ケ崎地域は、自動車関連産業や半導体産業等の集積が進んでおり、それを支える多くの部品工場のほか、食品、製紙会社など、港湾利用が想定される企業が多数進出していることから、今後の港湾・物流戦略においても釜石港及び大船渡港など太平洋側に向かうルートの充実が求められています。</p> <p>また、奥州市江刺地域と金ケ崎町を結ぶ一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋は、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていますが、現在の金ケ崎橋は、昭和36年の供用開始以来60年以上が経過し、老朽化が進んでおり、幅員も狭く歩道も無いことから、大型車両のすれ違いや、歩行者や自転車の通行が極めて危険な状態です。</p> <p>このことから、(仮称)新金ケ崎大橋の新設、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を図ることについて要望いたします。</p> <p>なお、令和4年度に「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」を設立しており、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開してまいります。</p>	<p>港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」が課題として指摘している、国道456号の幅員狭小区間の一部について、令和8年度に「早稲田工区」として事業化することとし、道路詳細設計を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>

奥州市_9 東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間直線化整備について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	C:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>東北横断自動車道釜石秋田線は、太平洋側と日本海の人流、物流を担う社会基盤として重要性が高まっています。</p> <p>近年、北上市以南の岩手県内陸南部地域には、北東北3県を配送エリアとした物流企業の進出が続いているほか、東北横断自動車道釜石秋田線の沿線地域では新たな企業立地や工場の増設が続き、企業活動が一層活性化しています。</p> <p>しかしながら、当該路線は北上 JCT から花巻 JCT まで大きく迂回するルートのため、秋田及び仙台方面から釜石方面に向かう際に移動時間のロスが生じており、釜石港や大船渡港発着のコンテナ輸送の大きな課題となっています。北上 JCT から江刺田瀬 IC 間を直線的に接続することで、走行距離が大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や広域観光の拡大などの効果が期待できます。</p> <p>このことから、「東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間整備促進期成同盟会」の会員自治体として、関係自治体及び民間団体と連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開しているところです。</p> <p>つきましては、今後、事業化を推進するため、岩手県新広域道路交通ビジョン及び岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）への位置付けについて要望いたします。</p>	<p>東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬 IC から花巻 JCT までの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。</p> <p>また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）</p>

奥州市_10 「ひらいずみ遺産」の取組について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に中心的な5資産が世界遺産に登録されました。</p> <p>世界遺産登録資産候補であった平泉町・一関市・奥州市に所在する5資産については、拡張登録を目指すという関係県市町の合意のもとに、平成23年から取組を進めて参りましたが、令和5年8月の関係者会議において柳之御所遺跡を追加する推薦書を作成すること、全10資産を「ひらいずみ遺産」として保存管理や調査研究など一体的な取組を進めることを申し合わせたところです。</p> <p>「ひらいずみ遺産」の取組は、平泉町・一関市・奥州市の2市1町にまたがるものであることから、より一層のご指導、ご支援について要望いたします。</p>	<p>「ひらいずみ遺産」については、令和5年8月の県と関係3市町の申合せに基づき取組を進めることとしています。</p> <p>県としては、関係市町が実施する保存管理や調査研究などの取組への支援を行っていくとともに、同年11月に施行した「ひらいずみ遺産」保存活用推進要綱に基づき、「ひらいずみ遺産」に係る一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信や、文化観光の取組を引き続き推進していきます。(B)</p>

奥州市_11 工業団地整備への総合的な支援について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内では、昨年度までに市直営で整備した新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」が全区画分譲完了するなど、工業団地の分譲率は96.3%となっており、加えてトヨタ自動車東日本(株)へ三河地区からの生産移管が見込まれているほか、半導体関連産業や物流業等を中心に産業用地需要が高まっており、産業用地の不足が課題となっております。</p> <p>また、国家安全保障の観点からも製造業は国内回帰の動きが強まる中、当市にも産業用地に関する問い合わせが寄せられており、当面は岩手県南地区での産業用地需要は続くものと捉えております。</p> <p>このような中、市では次期工業団地の整備に向けた準備を進めておりますが、整備推進にあたり、予算面、人員面（技師等）等においてさまざまな課題が顕在化しております。</p> <p>このようなことから、市が行う工業団地整備への財政支援、技術的支援を含む総合的な支援について特段のご高配をお願いするとともに、県による主体的な工業団地整備実施についてもご検討いただきたく、また、上記のように民間による投資の機運が高まっているこの時機を捉え、県有財産の柔軟な利活用推進についても、あわせて特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、工業団地が不足している状況は、県としても認識しているところです。</p> <p>県では、市町村において工業団地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているほか、工業団地の整備には多額の費用を要することから、国に対して、工業団地の整備に対する支援の継続と拡充を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p> <p>また、岩手県土地開発公社において、市町村からの要請に基づき、構想段階から開発に至るまでノウハウ面の支援等を行っているところです。</p> <p>工業団地の整備については、企業誘致と同様に、市町村の意向が尊重されるべきとの考えから、現在は県が主体となった工業団地の整備を実施しておりませんが、県有財産の利活用について具体的な事例が生じた場合には、関係室課との調整など、連携して取り組んでいきます。（B）</p>

奥州市_12 工業用水に係る補助、助成制度の創設について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	D:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市では、企業誘致の積極的な推進を図るとともに、企業が継続して安定的に操業できるよう様々な支援施策やフォローアップの充実に努めているところです。</p> <p>企業誘致に関しては、製造業の国内回帰の流れを受け、岩手県と宮城県での自治体間競争が年々厳しくなっていることから、初期投資に対する支援策のほか、誘致後の支援策の充実も重要になっています。</p> <p>また、既立地企業への支援に関しても、域外への企業の移転を留めるため、企業が継続して操業するための条件整備が重要であり、特に良質な水を大量に必要とし、国家安全保障上も重要産業に位置づけられている半導体関連企業については、工業用水の安定的な供給が必須の要素となっています。</p> <p>現在、北上市や金ヶ崎町の工業団地においては、岩手県企業局により、安価で良質な北上中部工業用水道が供給され、同地に立地する企業にとって大きなメリットとなっており、隣接する当市内工業団地への県営工業用水の供給拡大が強く望まれているところですが、膨大な整備費の予算が必要となることから、その早急な実現は難しいものと思慮されます。</p> <p>このような中で、当市では独自の工業用水補給金制度を設け、一定の条件を満たす市内企業に対しては県工業用水道料金と市水道料金の差額の一部を補助しています。</p> <p>つきましては、今後半導体関連産業の県南地区へのさらなる集積が見込まれていることを踏まえ、県営工業用水の供給区域の拡大が実現するまでの間、一定の条件を満たす企業に対し県営工業用水道事業と同様の条件で用水を受給できるような工業用水補助制度若しくは補給金制度に対する支援策の創設について、特段の御高配をお願いいたします。</p>	<p>更なる産業の集積や雇用創出による地域経済の活性化を図る上で、企業誘致の果たす役割は極めて大きく、用水の供給を含め基盤整備の重要性については県としても認識しているところです。</p> <p>上水道等を活用する企業に対する助成は、企業誘致のインセンティブとして一定の効果が期待されることから、県内では上下水道等を利用している企業に対し、貴市と同様の補助制度を設けている市町村もあると認識しているところですが、限られた財源の中で全県をカバーする支援制度を設けることは難しいものと考えています。</p> <p>また、県では、工業団地等の整備には多額の費用を要することから、国に対して、工業団地の整備に対する支援の継続と拡充等を要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p> <p>県としては、人材や電力の確保、カーボンニュートラルへの対応など、企業活動を行う上での様々な課題について関係室課と連携を図りながら全県的な視点で支援していきます。(D)</p>

奥州市_13 一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>釜石自動車道江刺田瀬 I Cや国道 107 号梁川口内トンネルの開通に伴い、一般県道玉里梁川線の交通量が増加していますが、江刺地域へ通じる梁川館下地内は一車線と幅員が狭く、歩行スペースも十分に確保されていないことから、歩行者を巻き込んだ事故も危惧されています。</p> <p>このことから、国道 107 号から一般県道玉里梁川線へ接続する新規道路（バイパス）の整備を要望しておりましたが、平成 31 年 3 月に策定された岩手県道路事業実施計画に搭載していただきまして誠に感謝申し上げます。</p> <p>つきましては、一般県道玉里梁川線のバイパス整備について早期の開通となるよう要望いたします。</p>	<p>一般県道玉里梁川線のバイパス整備については、令和元年度に「梁川工区」として事業化し、令和 7 年度は用地測量を行うとともに、橋梁下部工事を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A）</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 1 人首川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>1 人首川</p>	<p>人首川については、平成25年度から令和2年度まで玉里大橋の上下流部などにおいて堆積土砂の撤去を実施し、令和4年度からは次丸大橋下流において河川改修工事と併せて実施したところです。</p> <p>また、令和6年度には前田町地区において河道掘削を実施し、令和7年度は上堰地区において実施しているところです。</p> <p>今後も河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 2 伊手川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>2 伊手川</p>	<p>伊手川については、平成25年度から令和2年度まで熊川頭首工下流部の支障木伐採、熊川橋下流部などの堆積土砂の撤去を実施したところです。</p> <p>また、令和4年度には若神子橋下流の河道掘削を実施し、令和7年度は蟹沢地区において実施しているところです。</p> <p>今後も河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 3 広瀬川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>3 広瀬川</p>	<p>広瀬川については、令和3年度に藤渡戸地区で河川改良に併せて堆積土砂の撤去を実施したところです。</p> <p>また、令和5年度には長根地区で河道掘削を実施し、令和6年度には菖蒲沢地区において実施したところです。</p> <p>今後も河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 4 岩堰川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>4 岩堰川</p>	<p>岩堰川については、令和2年度に目呂木橋付近で立木等の撤去を実施したところです。</p> <p>今後も河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 5 白鳥川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>5 白鳥川</p>	<p>白鳥川については令和2年度までに、櫛前橋下流から前野橋までの堆積土砂の撤去を実施し、令和5年度には櫛前地区で実施したところです。</p> <p>今後も、河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_14 県管理河川の河道整備について | 6 衣川 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。</p> <p>平成28年8月の台風10号による災害や、令和元年10月の台風19号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、当市においても平成30年3月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特にも、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>6 衣川</p>	<p>衣川については、平成26年度と27年度に南又川合流点上流の堆積土砂及び立木等の撤去を実施したところです。</p> <p>今後も、河川の堆積土砂及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 1 小学校専科教員（英語・教科担任）の配置の基準緩和と増員

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところであります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適應や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところではあります。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>1 小学校専科教員（英語・教科担任）の配置の基準緩和と増員</p>	<p>英語専科加配は、平成30年度から、小学校英語教育の充実を目指し、小学校英語の専科教員を配置するものです。</p> <p>英語専科教員の国の配置基準は、「英語の免許状を有する者」等で「週24時間以上の指導を担当すること」と定められており、県教育委員会では、この基準に従って配置しているところですが、1つの学校において基準を満たさない場合でも、複数の学校を兼務することで基準を満たす場合には、英語専科教員を配置することが可能です。今年度、奥州市には、加配定数を活用して、昨年度と同数の4人の英語専科教員を8校に配置しています。</p> <p>小学校高学年を対象にした教科担任専科教員については、週20時間程度、対象教科（算数、理科、体育）を担当するものと定められておりますが、持ちコマ数に余裕がある場合には3・4年生や他教科の指導、複数校での兼務も可能です。今年度、奥州市には、加配定数を活用して、7人の専科教員を配置しています。</p> <p>今後も、質の高い授業の実施と担任の負担軽減のために、専科教員に係る国の配置基準の動向を注視しつつ、市町村と調整を図りながら効果的な専科教員の配置に努めていきます。（B）</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところであり、また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適應や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員</p>	<p>特別支援教育及び通級指導に係る加配は、特別支援教育の充実を目指し、配置するものです。</p> <p>奥州市には、国の加配定数を活用して、小学校7校に9人と中学校2校に2人、合わせて9校に11人を、ことばやきこえ、LD等の通級指導加配として措置しています。</p> <p>さらに、県の加配定数を活用して、小学校5校と中学校3校、合わせて8校に8人を、特別支援教育支援加配として再任用教諭又は非常勤講師を措置しているところです。</p> <p>児童生徒への教育支援は、多様化の傾向を示しているところであり、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。(B)</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 3 スクールカウンセラーの配置の増員

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところでもあります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適應や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>3 スクールカウンセラーの配置の増員</p>	<p>スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めています。</p> <p>令和7年度も、学校に配置している配置型スクールカウンセラー9名に加え、困難事例が発生した場合に対応するエリア型カウンセラー2名を県南教育事務所に配置し、教職員や学校に対し、専門的な助言を行っているところです。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等の補助事業による支援を継続して要望するとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実にも努めていきます。(B)</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところでもあります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不適應や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員</p>	<p>スクールソーシャルワーカーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めています。</p> <p>令和7年度は、県南教育事務所に、教育事務所管内を統括し、市町村教育委員会の要請にも対応するエリア型スクールソーシャルワーカー1名と、学校を主に訪問する訪問型スクールソーシャルワーカー1名の計2名を配置し、関係機関との連携の仲介を行う体制の充実を図っているところです。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等の補助事業による支援を継続して要望するとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実に努めていきます。(B)</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 5 養護教諭の配置の基準緩和と複数配置

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところでもあります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不応適や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>5 養護教諭の配置の基準緩和と複数配置</p>	<p>県内における養護教諭の配置については、国の基準（児童数851人以上の小学校、生徒数801人以上の中学校）を満たしている学校に複数配置しております。</p> <p>奥州市内においては、令和6年度、養護教諭の複数配置基準を満たす学校はありませんでしたが、国の特例定員加配（令和6年度限り）を利用し、中学校1校において養護教諭を複数配置したところです。令和7年度においては、国の特例定員加配がない年度となるため、当該中学校の養護教諭について、単独配置としました。</p> <p>本県における児童生徒の心身の健康問題等にきめ細かに対応するため、養護教諭加配のさらなる措置が必要であると考えており、今後も、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望を継続するとともに、学校の状況等を把握しながら、複数配置が必要な学校へ加配措置ができるよう要望していきます。（B）</p>

奥州市_15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について | 6 スクールサポートスタッフの配置の増員

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実等を重要な柱に掲げています。</p> <p>児童生徒の確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。特別な支援を要する児童生徒やその保護者等からのニーズも増加しているところでもあります。また、スクールサポートスタッフによる一般事務補助等により、教師の本務の一つである児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境も整備されてきています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不応適や指導上の問題解決に専門的な知識をもって家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいています。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみの配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところではあります。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる児童生徒が年々増加している中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築するための特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p> <p>つきましては、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員をしていただくことで、指導の質を担保しつつ、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決につながるものと考えます。当市としても、教育的諸課題に対する一層の改善に向けた目標を設定しつつ、学校の支援に取り組む所存でありますので、地方財政措置の目的的な活用の面からも、配置及び増員について要望いたします。</p> <p>6 スクールサポートスタッフの配置の増員</p>	<p>スクールサポートスタッフについては、教員の事務作業をサポートするため、12学級以上の中規模以上の小中学校の中から、市町村教育委員会の意見を踏まえて配置校を決定しているところであり、奥州市については、令和7年度、4校に4人を配置したところです。</p> <p>令和8年度の配置については、全県合計で、令和7年度から69人増員し、小中学校、特別支援学校併せて116人を配置する予定です。</p> <p>引き続き、国の補助事業を最大限活用し、また、国に対して必要な財源措置を要望しながら、適正配置に取り組んでいきます。(B)</p>

奥州市_16 子育て世代の負担軽減について | 1 長期的に安定した制度とするべく、国において全国统一した医療費負担軽減制度を創設すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。</p> <p>子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしています。当市でも令和5年度から高校生以下を完全無償化としていますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療費助成が受けられるよう保障すべきと考えます。</p> <p>また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>さらに、小中学校の学校給食費無償化については、令和7年2月の国の予算審議の中で、令和8年4月から小学校の無償化を実施し、中学校についてはできる限り速やかに実現する方針が示されました。</p> <p>小学校の無償化実施が具体的に示されたことは喜ばしいですが、中学校についても学校給食費は子育て世代の経済的負担になっており、同じ義務教育である小学校、中学校の中で差が生じることになります。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 長期的に安定した制度とするべく、国において全国统一した医療費負担軽減制度を創設すること。</p>	<p>本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。(A)</p>

奥州市_16 子育て世代の負担軽減について | 2 自治体による差をなくし、全ての保育を要する子育て世代の経済的負担軽減のため、国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。</p> <p>子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしています。当市でも令和5年度から高校生以下を完全無償化としていますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療費助成が受けられるよう保障すべきと考えます。</p> <p>また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>さらに、小中学校の学校給食費無償化については、令和7年2月の国の予算審議の中で、令和8年4月から小学校の無償化を実施し、中学校についてはできる限り速やかに実現する方針が示されました。</p> <p>小学校の無償化実施が具体的に示されたことは喜ばしいですが、中学校についても学校給食費は子育て世代の経済的負担になっており、同じ義務教育である小学校、中学校の中で差が生じることになります。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 自治体による差をなくし、全ての保育を要する子育て世代の経済的負担軽減のため、国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。(A)</p>

奥州市_16 子育て世代の負担軽減について | 3 中学校の学校給食費についても、小学校同様に早期に無償化を実現すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。</p> <p>子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしています。当市でも令和5年度から高校生以下を完全無償化としていますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療費助成が受けられるよう保障すべきと考えます。</p> <p>また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>さらに、小中学校の学校給食費無償化については、令和7年2月の国の予算審議の中で、令和8年4月から小学校の無償化を実施し、中学校についてはできる限り速やかに実現する方針が示されました。</p> <p>小学校の無償化実施が具体的に示されたことは喜ばしいですが、中学校についても学校給食費は子育て世代の経済的負担になっており、同じ義務教育である小学校、中学校の中で差が生じることになります。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>3 中学校の学校給食費についても、小学校同様に早期に無償化を実現すること。</p>	<p>学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。</p> <p>本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度当初予算で措置したところです。</p> <p>なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>

奥州市_16 子育て世代の負担軽減について | 4 無償化実現にあたっては、各自治体が現在の給食の質等を維持できるような制度設計にすること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。</p> <p>子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしています。当市でも令和5年度から高校生以下を完全無償化としていますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療費助成が受けられるよう保障すべきと考えます。</p> <p>また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきていますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>さらに、小中学校の学校給食費無償化については、令和7年2月の国の予算審議の中で、令和8年4月から小学校の無償化を実施し、中学校についてはできる限り速やかに実現する方針が示されました。</p> <p>小学校の無償化実施が具体的に示されたことは喜ばしいですが、中学校についても学校給食費は子育て世代の経済的負担になっており、同じ義務教育である小学校、中学校の中で差が生じることになります。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>4 無償化実現にあたっては、各自治体が現在の給食の質等を維持できるような制度設計にすること。</p>	<p>学校給食費については、国において、令和8年4月から小学校段階の学校給食費の抜本的負担軽減のため「給食費負担軽減交付金」を創設し、各都道府県に対して基準額に基づき交付されることとなったところです。</p> <p>本県においても、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた支援のため、所要額を令和8年度当初予算で措置したところです。</p> <p>なお、中学校段階への対象拡大については、学校給食費の抜本的負担軽減は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることに加え、長期的な視点で、切れ目なく行うことが重要と考えており、国全体で実施されるべきものであり、引き続き、国の動向を注視しながら必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>

奥州市_17 地方財政基盤の充実強化について | 1 令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>人々の価値観やライフスタイルが変化し、市民のニーズも高度化、多様化する中、地方自治体においては、市町村合併によるスケールメリットを活かし、事務事業の見直しや職員数の削減などの行財政改革を進めることで、これらの行政需要に対応してきました。</p> <p>当市においても、財政がひっ迫する中、6つの財政健全化重点項目を掲げ、収支均衡を目指した取組を進めてきたところです。</p> <p>しかしながら、人口減少、生産年齢人口の減少に相まって更に高齢化が進み、地域経済の規模縮小が見込まれている中において、老朽化した公共施設の適切な管理に係る修繕・改修費等の大幅な増加や、脱炭素化への対応等からも、行政サービスの維持が困難となることが予想され、今後も持続的に行政サービスを提供していくためには、安定的な財源の確保が不可欠となっています。</p> <p>合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間（当市は令和12年度）まで延長されていますが、学校等施設の統廃合や近年の物価高騰などの影響もあり、期間内で上限額に達する見込みとなっています。合併市町村に特有の現象である、類似施設が各地域に残っている状態は当市においても例外ではありません。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。</p>	<p>合併市町村特有の財政運営上の課題に対しては、これまでも合併特例債のほか、普通交付税の合併算定替などの財政措置が行われてきたところですが、今後も合併特例債の活用状況やその他財政措置の動向等を勘案しながら必要な対応を検討するとともに、国に対し、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう働きかけていきます。</p> <p>また、公共施設等適正管理推進事業についても、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」において、期間の延長や財政措置の拡充を要望してきたところであり、今後とも、関係団体と連携し、市町村の安定財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_17 地方財政基盤の充実強化について | 2 地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間に合わせる形で令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>人々の価値観やライフスタイルが変化し、市民のニーズも高度化、多様化する中、地方自治体においては、市町村合併によるスケールメリットを活かし、事務事業の見直しや職員数の削減などの行財政改革を進めることで、これらの行政需要に対応してきました。</p> <p>当市においても、財政がひっ迫する中、6つの財政健全化重点項目を掲げ、収支均衡を目指した取組を進めてきたところです。</p> <p>しかしながら、人口減少、生産年齢人口の減少に相まって更に高齢化が進み、地域経済の規模縮小が見込まれている中において、老朽化した公共施設の適切な管理に係る修繕・改修費等の大幅な増加や、脱炭素化への対応等からも、行政サービスの維持が困難となることが予想され、今後も持続的に行政サービスを提供していくためには、安定的な財源の確保が不可欠となっています。</p> <p>合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間（当市は令和12年度）まで延長されていますが、学校等施設の統廃合や近年の物価高騰などの影響もあり、期間内で上限額に達する見込みとなっています。合併市町村に特有の現象である、類似施設が各地域に残っている状態は当市においても例外ではありません。</p> <p>つきましては、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間に合わせる形で令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。</p>	<p>脱炭素化推進事業についても、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」等において、期間の延長や財政措置の拡充を要望してきたところ、令和8年度地方債計画において対象となる事業が拡充の上、令和12年度まで延長されたところです。</p> <p>今後とも、関係団体と連携し、市町村の安定財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。（B）</p>

奥州市_18 水田活用の直接支払交付金の見直しについて | 1 地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる永続的な制度とすること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>農業が盛んな岩手の中でも奥州市は、県下随一の経営耕地面積や農業者数を擁し、県内第一位の収穫量を有する主食用米に加えて、同じく第一位の大豆のほか、リンゴやピーマンなどの園芸作物も栽培されており、本州屈指の穀倉地帯・農業大圏となっております。</p> <p>政府は、食料安全保障を確保するため、新たな食料・農業・農村基本計画のもと、令和9年度から水田政策を根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援に転換することとしております。</p> <p>農業の持続的な発展のためには、それぞれの地域で培われた知見・経験に基づく農業技術と営農体系のもと、各地域の気候や風土、そして需要に応じた農作物を生産することが重要であり、農業者が意欲をもって取り組むことができる、特色ある産地づくりの推進が不可欠です。</p> <p>令和3年の年の瀬に突如として打ち出された「5年水張りルール」は、詳細が決まらないままスタートし、翌年以後の営農計画に無用な混乱とあつれきを生じさせました。食料安全保障を確立するための制度が、農作物の生産に支障を及ぼすことは本末転倒であり、見直し後の制度ではこのようなことがあってはなりません。</p> <p>以上のことから、制度の見直しについて、次のとおり国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>1 地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる永続的な制度とすること。</p>	<p>今般、国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととしており、県では、国に対し、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について具体的な見直し内容を早期に提示することを要望してきたところです。</p> <p>県では、国の動向を注視しながら、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_18 水田活用の直接支払交付金の見直しについて | 2 新しい制度への対応及び周知には一定の期間を要することから、経営判断に基づく営農計画に支障を及ぼさないようにすること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>農業が盛んな岩手の中でも奥州市は、県下随一の経営耕地面積や農業者数を擁し、県内第一位の収穫量を有する主食用米に加えて、同じく第一位の大豆のほか、リンゴやピーマンなどの園芸作物も栽培されており、本州屈指の穀倉地帯・農業大圏となっております。</p> <p>政府は、食料安全保障を確保するため、新たな食料・農業・農村基本計画のもと、令和9年度から水田政策を根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援に転換することとしております。</p> <p>農業の持続的な発展のためには、それぞれの地域で培われた知見・経験に基づく農業技術と営農体系のもと、各地域の気候や風土、そして需要に応じた農作物を生産することが重要であり、農業者が意欲をもって取り組むことができる、特色ある産地づくりの推進が不可欠です。</p> <p>令和3年の年の瀬に突如として打ち出された「5年水張りルール」は、詳細が決まらないままスタートし、翌年以後の営農計画に無用な混乱とあつれきを生じさせました。食料安全保障を確立するための制度が、農作物の生産に支障を及ぼすことは本末転倒であり、見直し後の制度ではこのようなことがあってはなりません。</p> <p>以上のことから、制度の見直しについて、次のとおり国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>2 新しい制度への対応及び周知には一定の期間を要することから、経営判断に基づく営農計画に支障を及ぼさないようにすること。</p>	<p>今般、国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととしており、県では、国に対し、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について具体的な見直し内容を早期に提示することを要望してきたところです。</p> <p>県では、国の動向を注視しながら、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_18 水田活用の直接支払交付金の見直しについて | 3 これまでの水田を対象とした支援から畑も含む作物への支援へと転換されるが、予算を十分に確保すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>農業が盛んな岩手の中でも奥州市は、県下随一の経営耕地面積や農業者数を擁し、県内第一位の収穫量を有する主食用米に加えて、同じく第一位の大豆のほか、リンゴやピーマンなどの園芸作物も栽培されており、本州屈指の穀倉地帯・農業大圏となっております。</p> <p>政府は、食料安全保障を確保するため、新たな食料・農業・農村基本計画のもと、令和9年度から水田政策を根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援に転換することとしております。</p> <p>農業の持続的な発展のためには、それぞれの地域で培われた知見・経験に基づく農業技術と営農体系のもと、各地域の気候や風土、そして需要に応じた農作物を生産することが重要であり、農業者が意欲をもって取り組むことができる、特色ある産地づくりの推進が不可欠です。</p> <p>令和3年の年の瀬に突如として打ち出された「5年水張りルール」は、詳細が決まらないままスタートし、翌年以後の営農計画に無用な混乱とあつれきを生じさせました。食料安全保障を確立するための制度が、農作物の生産に支障を及ぼすことは本末転倒であり、見直し後の制度ではこのようなことがあってはなりません。</p> <p>以上のことから、制度の見直しについて、次のとおり国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p> <p>3 これまでの水田を対象とした支援から畑も含む作物への支援へと転換されるが、予算を十分に確保すること。</p>	<p>今般、国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、令和9年度から水田政策を根本的に見直すこととしており、県では、国に対し、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることや、新たな制度について具体的な見直し内容を早期に提示することを要望してきたところです。</p> <p>県では、国の動向を注視しながら、新たな制度について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_19 校舎改築に係る国庫補助の新設等について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>当市では建築後50年を経過する学校施設が多数あり、設備の老朽化も著しいことから改築を検討しているところですが、過去に耐震補強工事を進めてきた結果、交付金メニューのひとつでもある危険改築等の要件に該当せず、学校統合や教室不足の解消も伴わないことから負担金の要件も満たさないものとなっています。</p> <p>しかし、当該学校施設は古い規格で建築されていたり、増築を重ねたことにより歪で使い勝手の悪い配置となっている施設であったりすることから、長寿命化改良にも適さず、抜本的な改築が必要となっています。</p> <p>つきましては、国の方針が改築から長寿命化へシフトしてきていることについては理解するところですが、建築後かなりの年数が経過しており、長寿命化改良にも適さない学校施設の改築は自治体の負担も非常に大きいことから、国庫補助の新設または要件の見直しについて、国に対して引き続き働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。</p> <p>このような状況の中、地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えていくためには、必要な財源の確保は引き続き重要な課題と捉えています。このため、昨年度に引き続き国に対して、補助要件の緩和や補助率・補助単価の引き上げを図るとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じることなどについて要望を行ったところです。</p> <p>今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行ってまいります。(B)</p>

奥州市_20 過疎地域に対する支援の継続について | 1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、本市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。</p> <p>両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、総合的かつ計画的な対策を実施するためには、ソフト事業の充実を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、事業を継続して行うことが難しい状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から15年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和3年度と比較して大幅に減額されています。</p> <p>また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援ではありますが、令和8年度までの時限的な制度となっているところです。</p> <p>つきましては、今後も持続可能な地域の形成に向けて、総合的かつ計画的な対策を行うことができるよう、次のことに配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充を図ること。</p>	<p>県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げをはじめ、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和8年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の6,100億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>

奥州市_20 過疎地域に対する支援の継続について | 2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、当市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。</p> <p>両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、総合的かつ計画的な対策を実施するためには、ソフト事業の充実を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、事業を継続して行うことが難しい状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から15年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和3年度と比較して大幅に減額されています。</p> <p>また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援ではありますが、令和8年度までの時限的な制度となっているところです。</p> <p>つきましては、今後も持続可能な地域の形成に向けて、総合的かつ計画的な対策を行うことができるよう、次のことに配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p>	<p>県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げをはじめ、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和8年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の6,100億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>

奥州市_20 過疎地域に対する支援の継続について | 3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用期間の延長を実施すること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、本市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。</p> <p>両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、総合的かつ計画的な対策を実施するためには、ソフト事業の充実を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、事業を継続して行うことが難しい状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から15年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和3年度と比較して大幅に減額されています。</p> <p>また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援ではありますが、令和8年度までの時限的な制度となっているところです。</p> <p>つきましては、今後も持続可能な地域の形成に向けて、総合的かつ計画的な対策を行うことができるよう、次のことに配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用期間の延長を実施すること。</p>	<p>3 過疎対策としての地方税の課税免除については、過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化等過疎地域の持続的発展に資する産業振興の促進に有効なものと考えられることから、令和7年6月4日の国に対する「令和8年度政府予算提言・要望」等において、引き続き普通交付税による減収補填措置が行われるよう国に要望したところです。(B)</p>

奥州市_21 介護保険制度の充実強化について | 1 財政基盤強化のための措置を講ずること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>介護保険財政は、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者数の割合が増加していることに伴い、総費用が年々増大しています。当市における介護給付費総見込額は、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）においては、第8期計画期間より約5億6千2百万円の増額となっており、今期においては、基金の取崩しにより保険料は第8期と同額としたものの、第10期、第11期においては、確実に保険料の上昇が見込まれる、大変厳しい状況にあります。</p> <p>また、介護事業所においては、慢性的な介護職員の不足に加え、運転手や調理員など介護職以外の職種の人材不足が続いており、やむを得ず事業の休止や廃止をせざるを得ない深刻な事態が生じています。</p> <p>つきましては、介護保険制度をより充実した内容で運用するため、次のことについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 介護保険財政の健全な運営のため、公費負担の割合を見直しし、介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担割合を引き上げるなど、財政基盤強化のための措置を講ずること。</p>	<p>介護保険制度については、国に対して公費負担割合の見直しの検討など、地方公共団体等の負担軽減について継続して要望を行っているところです。</p> <p>国では、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」等保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで平準化するための調整交付金について、激変緩和措置を設けつつ、平成30年度から交付金算定区分を細分化し、調整交付金による調整機能の強化を図っています。</p> <p>今後も、国に対し介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等の必要な要望を行っていきます。</p> <p>(A)</p>

奥州市_21 介護保険制度の充実強化について | 2 介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>介護保険財政は、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者数の割合が増加していることに伴い、総費用が年々増大しています。当市における介護給付費総見込額は、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）においては、第8期計画期間より約5億6千2百万円の増額となっており、今期においては、基金の取崩しにより保険料は第8期と同額としたものの、第10期、第11期においては、確実に保険料の上昇が見込まれる、大変厳しい状況にあります。</p> <p>また、介護事業所においては、慢性的な介護職員の不足に加え、運転手や調理員など介護職以外の職種の人材不足が続いており、やむを得ず事業の休止や廃止をせざるを得ない深刻な事態が生じています。</p> <p>つきましては、介護保険制度をより充実した内容で運用するため、次のことについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。</p>	<p>県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護福祉士修学資金の貸付、求職者と求人側のマッチング支援、労働環境や処遇改善を促進するセミナーの開催、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいるほか、介護の仕事に対する理解促進に資する事業への補助を行うなど、市町村や関係団体等の取組を支援しています。</p> <p>また、介護の現場では様々な職種の職員が従事し、利用者一人ひとりの状態に応じた介護サービスを提供していることから、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、適切な水準の介護報酬の設定や現行の処遇改善加算の対象外となっているサービス事業所も対象にすること、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に実施すること、処遇改善を継続する場合においては利用者や地方の負担が伴わない適切な財政措置など、介護人材確保対策を一層拡充するよう国に要望しています。</p> <p>その後、国では、令和7年度の経済対策において、対象者や対象サービスを拡充して、介護職員等の処遇改善補助を実施することとしており、県では、令和7年12月臨時会で予算措置したところであります。</p> <p>具体的には、介護職員からケアマネジャーを含む介護従事者に対象者が拡大され、1人1月当たり最大1万9千円相当の処遇改善補助を受けられるほか、訪問看護や居宅介護支援事業所等が新たに対象サービスとして拡充されたところです。</p> <p>なお、国では、令和8年6月施行予定の介護報酬改定により、今回の処遇改善補助を処遇改善加算制度に移行することとしており、同様の処遇改善の効果の継続が見込まれます。（A）</p>

奥州市_22 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について | 1 一般国道4号 水沢東バイパスの事業促進

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>一般国道4号水沢東バイパスの建設及び「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の調査設計業務につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。</p> <p>本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。</p> <p>さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の水沢東バイパスの開通が望まれています。</p> <p>また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。</p> <p>つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 一般国道4号 水沢東バイパスの事業促進</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の水沢東バイパスを含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。</p> <p>一般国道4号の水沢東バイパスについては、令和元年度までに姉体地区から北側の6.9kmが部分供用していますが、残る区間について、令和7年度は、道路設計・支障移転補償・改良工事等を実施すると国から聞いており、事業促進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_22 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について | 2 一般国道4号 水沢金ヶ崎道路の事業促進

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>一般国道4号水沢東バイパスの建設及び「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の調査設計業務につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。</p> <p>本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。</p> <p>さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の水沢東バイパスの開通が望まれています。</p> <p>また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。</p> <p>つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 一般国道4号 水沢金ヶ崎道路の事業促進</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、御要望の水沢金ヶ崎道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。</p> <p>令和7年度は、道路設計を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_22 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について | 3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進 | (1) 前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>一般国道4号水沢東バイパスの建設及び「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の調査設計業務につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。</p> <p>本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。</p> <p>さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の水沢東バイパスの開通が望まれています。</p> <p>また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。</p> <p>つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (1) 前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_22 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について | 3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進 | (2) 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>一般国道4号水沢東バイパスの建設及び「一般国道4号水沢金ヶ崎道路」の調査設計業務につきましては、国及び県などの関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進められており、心より感謝申し上げます。</p> <p>本路線は、並行して走る東北自動車道と共に物流の大動脈であり、周辺工業団地において集積が進んでいる自動車関連産業や半導体産業等の企業の物流において、重要な役割を担っています。</p> <p>さらに、これら企業の従業員の定住化の進展や生活道路として利便性の向上も期待されており、早期の水沢東バイパスの開通が望まれています。</p> <p>また、現道の国道4号の奥州市区間は2車線が多く渋滞が慢性化していることから、渋滞の緩和及び物流の効率化のため、市内区間全線の4車線化が望まれています。</p> <p>つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>3 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討促進 (2) 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、水沢東バイパス南口から前沢竹沢交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 1 前沢赤生津地区の河道掘削及び農地の冠水頻度を軽減させる対策について、計画的に事業推進するとともに早期の事業完了を要望します。 | |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 前沢赤生津地区の河道掘削及び農地の冠水頻度を軽減させる対策について、計画的に事業推進するとともに早期の事業完了を要望します。</p>	<p>赤生津（あこうづ）地区について、国では、洪水時の計画流量を安全に流下させること、農地の冠水頻度を下げるため、赤生津（あこうづ）橋下流において、河道掘削及び掘削土を利用した管理用通路の盛土を実施していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 2 水沢黒石町大久保地区の堤防整備について、安定的な予算の確保を図るとともに計画的な治水対策の推進を要望します。 | |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 水沢黒石町大久保地区の堤防整備について、安定的な予算の確保を図るとともに計画的な治水対策の推進を要望します。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢黒石町大久保地区」については、堤防と道路が一体となる兼用堤として事業着手したところです。引き続き、県の道路関係部局と調整を図りながら整備を実施していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 3 北上川無堤地区である水沢黒石町鶴城地区（内堀）について、早期の堤防整備を要望します。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>3 北上川無堤地区である水沢黒石町鶴城地区（内堀）について、早期の堤防整備を要望します。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢黒石町鶴城地区（内堀）」については、上流部は河川堤防と道路が一体となる兼用堤として計画を予定し、引き続き県の道路関係部局と協議・調整を図り、事業着手に向けて検討していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 4 北上川無堤地区である前沢鶉ノ木地区について、早期の堤防整備を要望します。 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>4 北上川無堤地区である前沢鶉ノ木地区について、早期の堤防整備を要望します。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「鶉ノ木地区」については、世界遺産の追加登録予定地のため、文化財担当部局と協議・調整を図り、引き続き検討していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 5 北上川無堤地区である水沢佐倉河地区について、早期の堤防整備を要望します。 |

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>5 北上川無堤地区である水沢佐倉河地区について、早期の堤防整備を要望します。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢佐倉河地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、検討していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_23 北上川における築堤等の整備促進について | 6 水沢姉体地区の堤防強化対策を要望します。

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	土木部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>近年、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化しており、これまで想定していた以上の被害が各地で起きていることから、地域住民は不安を抱えている状況となっております。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>6 水沢姉体地区の堤防強化対策を要望します。</p>	<p>姉体地区について、国では、補正予算も活用しながら堤防強化を実施しているところであり、今後可能な限り必要となる予算を確保しつつ、堤防強化対策を進めていくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>

奥州市_24 基盤整備事業の推進及び予算確保について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	農政部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>基盤整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の発揮を目的とし、整備を進めているところであります。</p> <p>現在、奥州市内において実施地区は26地区、調査計画地区6地区となっており、農業生産者の期待は非常に高いものとなっています。</p> <p>つきましては、基盤整備事業の推進及び昨年度と同様の予算の確保をお願いいたします。</p> <p>また、農業振興に係る当該事業に必要な当初予算の十分な配分を、引き続き国に働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比104%の6,500億円が措置されたところです。</p> <p>県の農業農村整備事業関係予算については、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比104%の218億円を確保したところです。</p> <p>県では、国に対し、地域からの基盤整備要望が多い状況を踏まえ、農業農村整備事業関係予算の確保について、令和7年4月、6月、9月、11月に要望したところであり、引き続き、国に対して必要な予算の措置を強く求めながら事業を推進していきます。(B)</p>

奥州市_25 テレビ共同受信施設組合への支援について

市町村名	要望月日	振興局名	担当所属名	反映区分
奥州市	令和7年8月8日(金)	県南広域振興局	経営企画部	B:1

要望内容	取組状況(方針)
<p>2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たな難視聴地域においてはテレビ共同受信施設組合の新設、既存の組合においては施設の改修が行われ、現在、市内で16のテレビ共同受信施設組合が運営されています。</p> <p>当市のテレビ共同受信施設組合は、全体の3分の2以上が20世帯に満たない小規模な組合であり、近年さらに加入世帯数の減少が進んでいます。</p> <p>そのため、電気料や電柱共架料等の維持費用について、世帯当たりの負担が大きく、突発的な修理対応にも苦慮する中で、施設改修や大規模な修理の費用捻出が困難な状況にあります。</p> <p>また、ケーブルテレビの対象エリア拡大により、テレビ共同受信施設組合を解散してケーブルテレビへの切り替えを検討する場合においても、共架ケーブルの撤去等に要する多額の費用負担が障壁となっています。</p> <p>つきましては、テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去に係る費用の助成制度の創設を国に働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和7年6月にも要望したところであります。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助を実施しています。</p> <p>なお、現在国においては、市町村が共聴施設のケーブルテレビ等による代替又は同軸ケーブルから光ファイバケーブルへの改修等による高度化を実施する場合に必要な経費の一部を補助する事業(地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業)を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)</p>

7月1日付け組織再編について

令和8年6月19日 総務部行革デジタル戦略課

1 羅針盤プロジェクトの今後の方向性

羅針盤プロジェクトについては、関係部署と協議を行い、別添資料のとおり担当部署に移管することとしました。

2 組織再編の基本方針

行政課題への対応力強化と中長期的な視点での組織最適化を図るため、7月1日付けで組織を再編します。緊急性の高い課題に対応する「新設」と、現状に即した「廃止」を行います。

3 組織再編の全体像

	対象組織	再編内容	目的・理由
新設	政策企画部	市長公室（マニフェスト推進室、秘書係、広聴広報係）を設置	市長の政策ビジョンを全庁的な施策へと展開する司令塔（組織）として、奥州ミーティング等による「対話型のまちづくり」を推進するとともに、マニフェストなど、市長の政策・方針の迅速かつ確実な具現化と、市政の透明化を強化するため
新設	市民環境部	鳥獣被害対策室（部内室）を設置	深刻化する鳥獣被害対策業務の一元化と対応力強化を図るため
新設	商工観光部	まちなか再生推進室（部内室）を設置	市街地等再生の礎となる新たな方針を迅速に検討するとともに、具現化への道筋を構築するため
廃止	政策企画部未来羅針盤課	課の廃止	課所管業務を整理し、他部署への移管が可能との判断により、その設置理由が消滅したため
廃止	健康こども部 新医療センター建設準備室	室の廃止	新医療センター整備計画の凍結を決定し、室所管業務は健康増進課に移管のうえでの整理が可能との判断により、その設置理由が消滅したため

4 その他

今般の組織再編に伴い、各部署の人員配置を見直し、合わせて人事異動を行います。異動範囲が部局をまたがることから、関係予算の組替が生じるため、当該予算の補正を追加提案いたします。

未来羅針盤プロジェクトに関する各取組の今後の担当部

プロジェクト名称	取組	今後の担当部
水沢市街地	メイプル再生	商工観光部
	水沢公園リニューアル	都市整備部
江刺市街地	江刺総合支所周辺の市有地を活用した市街地開発	商工観光部
	工業団地渋滞緩和	都市整備部
奥州湖周辺	奥州湖周辺のアクティビティ・観光の推進	商工観光部
	カヌー競技の強化・充実	協働まちづくり部
水沢江刺駅周辺	南岩手交流プラザリニューアル	商工観光部
	水沢江刺駅駐車場の利便性向上	都市整備部
前沢市街地	都市計画道路等の見直し	都市整備部
小さな拠点づくり	旧伊手小学校を活用した地域おこし	協働まちづくり部
	市全体に係る新たな地域主体の取組の推進	関係する部局
未来型公共交通	利便性の高い公共交通対策	政策企画部
地域医療	新たな地域医療の再構築	健康こども部
	遠隔診療車の活用	健康こども部
	子育て支援（産後ケア等）	健康こども部

1 奥州市農業振興ビジョンの最終評価と改定（概要）

(1) 趣旨

- ・「奥州市農業振興ビジョン」は令和元年度に策定し、令和8年度が最終年度である。
- ・これまでの取組、成果を整理し、目標値に対する達成状況を最終評価する。
- ・評価結果を踏まえ、令和9年度以降の新たなビジョンへ改定し、市の農業振興の指針として引き続き活用する。

(2) 農業振興ビジョンの位置づけ

- ・市政運営の中長期的指針である奥州市総合計画を踏まえ、「農林業の振興」を総合的、計画的に推進する最上位の部門指針と位置付けている。
- ・ビジョンに基づく施策は、部門別計画や関係機関事業と連動して推進する。（例：農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化基本構想、地域計画等）

(3) 最終評価及び改定の進め方

ア 最終評価：目標値に対する実績値の把握・分析（達成／未達成要因の整理）

イ 改定案検討：未達成項目の見直し（継続／修正／統合）＋新規課題への対応整理

ウ アクション整理：施策に紐づく具体的取組・事業を一覧化（関係機関と連携）

エ 合意形成：策定会議（専門部会）で案作成 → 農林審議会付議 → パブコメ、議会説明 → 最終確定

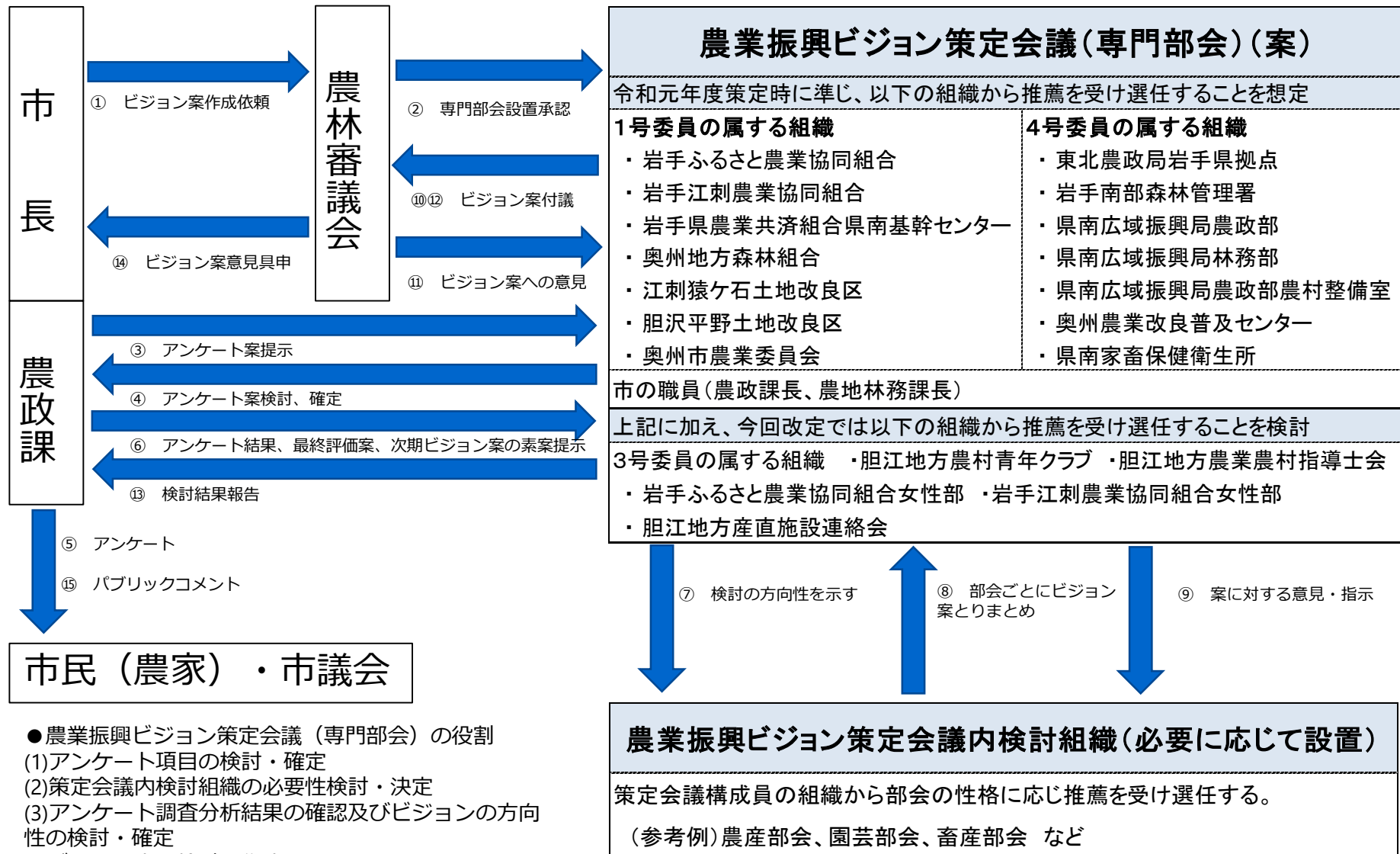
※策定体制は「策定会議」を基本とし、必要に応じて策定会議内に検討のための専門部会を設置。

(4) スケジュール

時期	内容
令和8年7月	農林審議会にビジョン案の作成依頼
令和8年7月下旬	策定会議（専門部会）設置
令和8年7月～11月	最終評価案及び次期ビジョン案作成 ※基本的には市の担当係で案を作成し専門部会に諮る
令和8年7月～8月	農業者へアンケート
令和8年10月上旬	最終評価専門部会案
令和8年10月	農林審議会に最終評価案報告、次期ビジョン方向性説明
令和8年11月	パブリックコメント
令和9年1月	次期ビジョン案の諮問
令和9年3月	ビジョン最終評価、次期ビジョン公表

※ 上記スケジュールは、次期奥州市総合計画の策定作業と連動していることから、総合計画の進捗に合わせて議会への報告等を予定しています。

2 ビジョン策定全体イメージ



● 農業振興ビジョン策定会議(専門部会)の役割

- (1) アンケート項目の検討・確定
- (2) 策定会議内検討組織の必要性検討・決定
- (3) アンケート調査分析結果の確認及びビジョンの方向性の検討・確定
- (4) ビジョン案の検討・作成
- (5) 農林審議会にビジョン案を付議

森林環境税及び森林環境譲与税

森林環境譲与税（令和元年度から交付）は、国に集められた森林環境税（令和6年度徴収開始）を、森林の整備を実施する市町村やそれを支援する都道府県に譲与（配分）。

○譲与基準

	令和元～5年度	6年度～
私有林人工林面積	50%	55%
林業就業者数	20%	20%
人口	30%	25%

※農林業センサス（私有人工林面積）
国勢調査（林業就業者数、人口）により譲与税額は変動

森林環境譲与税の歳入等の状況（R8予算時点）

（単位：千円）

年度	元	2	3	4
譲与税額(A)	23,120	49,130	48,356	62,970
執行額(B)	10,570	9,853	15,966	14,822
(A)-(B)	12,550	39,277	32,390	48,148
基金累計額	12,550	51,827	84,217	132,365
年度	5	6	7	8
譲与税額(A)	62,970	82,395	83,978	82,903
執行額(B)	22,365	14,313	47,762	75,702
(A)-(B)	40,605	68,082	36,216	7,201
基金累計額	172,970	241,052	277,268	284,469

※～6年度：決算額、7・8年度：予算額

基本方針・使途の方向性の主な見直し

	《現行》	《見直し》
期間	5年間 ⇒ R3年度～R7年度	5年間（変更無し） ⇒ <u>R8年度～R12年度</u>
基本方針	【基本方針】 国が示す4つの柱（指針） ① 森林の整備 ② 担い手確保及び人材育成 ③ 木材利用の促進 ④ 森林・林業の理解醸成	【基本方針】 4本柱は継続（変更無し） ① 森林の整備 に追加 ⇒市森林整備補助金の活用 ⇒市所管の林道の維持管理を強化
使途の方向性	【使途の方向性】 4つの柱の課題解決に向けた取組	【アクションプラン】 ⇒譲与税を活用した市の森林整備目標（面積）を設定 ⇒現行の取組のほか、新規事業や今後検討する事業などを追加



奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについて

市議会全員協議会説明資料 令和8年6月19日 農林部農地林務課

今後5年間の基本方針・アクションプラン

「市森林整備計画」

市の森林整備の基本方針を示す（10か年計画、R5～R14）

基本方針

譲与税の活用に向けた4つの柱（指針）

- ① 森林の整備
- ② 担い手の確保及び人材育成
- ③ 木材利用の促進
- ④ 森林・林業の理解醸成

アクションプラン

① 国が示す譲与税の用途

環境税及び譲与税の説明、国が示す譲与税の用途を示す

② 市における森林整備の将来像

【現状】市内の私有林人工林（約7,000ha）
造林から皆伐（伐採）まで「70年」
年間整備必要 ⇒ 100ha 年間平均整備 ⇒ 約39ha

【整備目標面積】

譲与税を活用し整備する、市内の私有林人工林の
年間目標面積を下表のとおり設定

③ 事業一覧、スケジュール

【継続】市森林整備事業補助
公共施設木質化（基金充当）
伐木講習会の実施
林政アドバイザーの雇用
理解醸成イベントの実施（森ノ巣、見学会） など



【新規】林道維持管理の強化

市森林整備事業補助【R8～補助要件の見直し】

- 補助対象森林（エリア）の拡大
- 補助額の増額（補助率 80% ⇒ 95%）

公共施設木質化【R8～対象施設拡大など見直し】

- 「幼保施設、小・中学校、観光施設」以外の公共施設も対象

【検討】林業経営体の支援（機材導入、人材養成などへの補助）

地元産材を利用した施設改修などへの支援
理解醸成（木育活動など）事業の実施主体への支援
航空レーザ計測・分析業務 など

年間整備面積のイメージ



		R1～5 平均	目標値							
			計画期間 (R8～R12)					※R13～見込		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
間伐	(市補助)	－	19ha	21ha	23ha	25ha	27ha	29ha	31ha	33ha
	(国県)	34ha	34ha	34ha	34ha	34ha	34ha	34ha	34ha	34ha
造林	(市補助)	－	8ha	10ha	13ha	16ha	19ha	22ha	25ha	28ha
	(国県)	5ha	5ha	5ha	5ha	5ha	5ha	5ha	5ha	5ha
合計		39ha	66ha	70ha	75ha	80ha	85ha	90ha	95ha	100ha
累計		－	66ha	136ha	211ha	291ha	376ha	466ha	561ha	661ha
実施割合			0.94%	1.94%	3.01%	4.15%	5.37%	6.65%	8.00%	9.43%

※目標値は

「前年度目標値」
+2ha（市補助）間伐
+3ha（市補助）造林

奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～5年間（R8～R12）の考え方

奥州市

本市の森林面積は58,633ヘクタールで、総面積99,330ヘクタールのうち約6割を占め、このうち国有林は24,170ヘクタール、民有林は34,463ヘクタールです。民有林の人工林率は県平均に比べて高く、約6割が利用可能な林齢に達しています。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、市民に広く恩恵を与えるものです。森林が持つ多面的機能を発揮していくため、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっています。

本市では、国や県の補助予算や市の単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や担い手不足、相続による世代交代などから整備の行き届かない森林の増加が懸念されています。このことから、森林環境譲与税を有効に活用して、次の指針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効率的に進めます。

1 森林の整備

本市の森林所有者は、保有5ヘクタール未満の小規模林家が8割を占め、個別の経営では生産効率が上がらないことから、森林施業の集約化や経営委託を進めるため森林経営計画の作成を促進していますが、私有林の認定面積は3.7%（全国：30%）に留まり、計画的な森林施業が進んでいない状況にあります。

このため、整備が行き届かない森林の所有者に対して、森林経営計画への参画を促し、既存の補助を活用した森林整備を一層促進するとともに、既存の補助が活用できない小規模な森林においても、製材工場等への原木供給が持続的に可能となるように、市森林整備事業補助制度を活用した、間伐・再造林等の森林整備を推進します。加えて、市所管の林道の維持管理を強化するとともに、作業道を持続的に使用できる仕組みを構築し、森林の有する公益的機能を維持する取り組みを進めます。

さらに、人々の暮らしと密接に結びついている里山では、野生鳥獣や森林病虫害等による被害の軽減など、地域住民の生活環境や森林資源の保全を図るための被害防止対策を推進します。

2 担い手確保及び人材育成

県では、森林施業の集約化を促進し、森林所有者に代わって森林経営を担う意欲と能力のある林業経営体の育成を進めており、令和8年2月現在、市内の3事業体が認定されています。

今後は就業者の高齢化が進むとともに就業人口の減少により、新規就業者の確保が難しい状況が見込まれます。

このことから、林業従事者の確保・育成のため、関係機関と連携を図りながら、新規就業者の確保、各種資格取得への助成、就業環境の改善など林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

木材を安定的に供給できる体制の構築や、木材取扱事業者間の供給体制の組織化を支援するとともに、関係団体等と連携し、森林環境譲与税を活用した木材利用を促進します。

また、奥州市産材木材の利用推進指針に基づき、地元産木材を活用した公共施設等の木造化・木質化の推進を図ります。

さらに、本市林業の活性化を図るため、安定供給体制の整備や、地域木材の地産地消による需給システムを構築するなど奥州市産材の利用促進を積極的に進めます。

4 森林・林業の理解醸成

森林は、木材の生産や林産物を生産する場だけでなく、多面的機能の発揮により、市民はさまざまな恩恵を受けていることから、公共的な財産であるという観点に立ち、素朴な自然に触れ親しむ体験型活動を通じて、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を図ります。

また、幼児期から木製品にふれあう実体験を通して、木材製品の良さや森林の大切さを伝える木育活動を推進し、普及啓発を図ります。